令和８年小布施町議会６月会議会議録

議　事　日　程（第２号）

令和８年６月４日（木）午前１０時開議

開　　議

議事日程の報告

日程第　１　行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３名）

１番	田中助一君	２番	村中　容君
３番	山﨑博雄君	４番	小倉　繭君
５番	久保田守彦君	６番	竹内淳子君
７番	関　良幸君	８番	寺島弘樹君
９番	中村雅代君	１０番	福島浩洋君
１２番	小渕　晃君	１３番	関　悦子君
１４番	小西和実君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大宮　透君	副町長	坪井俊文君
教育長	山﨑　茂君	総務課長	須山和幸君
企画財政課長	宮川伸幸君	住民税務課長	原　茂君
健康福祉課長	町田　豊君	産業振興課長	宮﨑貴司君
建設水道課長	山本順一君	公営企業推進幹	下田　誠君
子ども課長	益満崇博君	生涯学習課長	湯浅憲彦君

監 査 委 員　　持 田　　宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長　　寺 島 文 彦　　書　　記　　伊 藤 郁 哉

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君）　おはようございます。

議員定数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君）　本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

これより直ちに日程に入ります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小西和実君）　日程第１、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり、一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇　田　中　助　一　君

○議長（小西和実君）　最初に、１番、田中助一議員。

〔１番　田中助一君登壇〕

○１番（田中助一君）　それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

その前に、昨日台風６号が来て、それからまた、今朝もネットを開いていたら、長野県の中部ですか、震度３の地震があったということで、本当に、ふだん危機管理に関わる職員の

皆さん、本当に大変だと思います。改めて御礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問１項目ですが、行いたいと思います。

発災時における“つながる防災”の構築についてということで質問をさせていただきます。

市町村防災対策の中で、今、最も必要と思われるものは何でしょうか。近年、地震や水害、台風などの災害が増え、また、その規模も増大しております。災害が発生するたび、国は新たな方針を出し、市町村はその対応に追われています。全てに対応し切れないうちに新たな方針が示される、そんなありさまです。

今年から、防災を考える上で重要な地籍調査を開始することになったことは大変喜ばしいことですし、これについても、行政の職員の皆さんのご努力に感謝したいと思います。

しかし、原発が被災したときの避難方法ですとか災害関連死の減少への取組、事前防災・減災への取組、被災した後の復興まちづくりを考慮した事前復興計画など、多くの課題があることは認識されていることと思われます。しかし、今大切なことは、国の方針も大切ではありますが、町独自の視点を持って対策を練り上げていく、そういったことが大切ではないかというふうに思っております。

今回、発災時を中心に伺いたいと思います。

その際、やはり大切だと思われるものは、被災や支援について、誰も取り残されないこと、そして、被災者と支援する人、そして支援する組織のつながりの強化だと思います。今後は避難所だけでなく、在宅避難や分散避難を含め、被災者が地域とつながり続けるつながる防災、そういった考え方が必要ではないかというふうに考えております。

発災時の局面について伺っていきたいと思います。

まず、発災時の地域初動についてです。

通告には、「防災には」というふうに書いてありますが、これはやっぱり発災時ですね、発災時には素早い初動が大切と考えています。幾ら同報無線で避難を呼びかけても、行動を起こさない方、これいらっしゃいます。はっきり言って、羽場でもやってみたんですが、避難どうされますかみたいなことをやってみたんです、隣組に集まっていただいて。そうしたら、俺は避難しないんだという人もいたんですよね。

こういった人も含めて、非常に対応が大変だなというのは感じますし、とはいいながら、隣の家の人が避難するといえば、それがきっかけとなって、かなり多くの方が避難すると思われます。この場合、自治会長ではなく、隣組長の役割が非常に大切じゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

また、能登半島地震でも、様々な避難先を被災者は選んでいました。これらの避難先と連絡を考えるときも、隣組長が大きな役割を果たしていくのではないでしょうか。

発災直後の避難行動では、自治会長よりも隣組単位の声かけが重要になると思います。町は隣組長を自主防災組織の中で、これからどのように位置づけ、役割強化を進めるお考えでしょうか。

２番目にまいります。誰も取り残さない防災というところであります。

自治会を基盤とする自主防災会が、今の防災・減災というものを支えていると言ってもよい状況だと思います。自治会を基盤とした自主防災会は重要である一方、自治会未加入者や外国人観光客の皆さんなど、地域との接点が弱い方々への情報伝達あるいは避難支援、そういったものが課題になると考えます。町として、どのような対応をお考えか伺ってまいります。

また、独り暮らしのお年寄り、要介護者、障害者、それから医療を受けなければならない方など、災害時は特に一人一人の対応が求められていきます。個別避難計画の策定なども進んでいるとお聞きしますが、この計画の実効性の確保、例えば、この方々を誰が迎えに行くのか、夜間はどうするのか、家の鍵はどうなっているのか、それから、誰がどういう輸送手段で行うのか、そういった対応が必要だと思います。現在、どの程度まで取組は進んでおられますか。

３番目として、行政と地域の連携による災害対応です。

行政の初動、今回の質問では、地震や水害など区別せずにまとめていますが、特に地震の場合などは、お聞きしたところ、震度４以上の場合は職員にメールで震度をお知らせする、そういう状況になっているとお聞きしました。一方、議会にもＢＣＰ、災害時の事業継続計画があり、行政と連動して動き出すようになっております。

発災時には、行政自身も被災し、情報共有が極めて重要となります。行政、議会、自主防災会、社会福祉協議会など関係機関との情報共有体制をどのように構築していくのでしょうか。

また、台風19号の災害のとき、自主防災会連絡協議会はどのような役割を果たしたのでしょうか。猫の手も借りたい、そんな事態が生じているとき、ボランティアの皆さんの力が大きく必要とされております。自主防災会連絡協議会の役割についてお示しください。

さらに、発災時には、多くの被災情報が発信され、それを受け止める行政自体も被災します。大規模災害時には、行政職員自身も被災し、人員不足が想定されています。

例えば、避難所開設は町の義務とはなっておりますが、避難所開設や初期運営などの準備を周到に行って、自主防災会あるいは自主防災会連絡協議会を中心に避難所開設、これが行われるようにする、そういった考え方はどうでしょうか、可能ではないんでしょうか。

行政は発災時は、被災情報の収集、応援の依頼、場合によっては県や国、自衛隊、企業や応援協定のある市町村などへの応援依頼、社協と連携し、ボランティアの受入れなどに集中できる状況、これが必要だと思います。

自主防災会、自主防災連絡協議会、社会福祉協議会等との情報共有体制をどのように構築していくのか、発災時をどのように乗り切るお考えなのか、それを伺いたいと思います。

○議長（小西和実君）　須山総務課長。

〔総務課長　須山和幸君登壇〕

○総務課長（須山和幸君）　おはようございます。

それでは、田中助一議員の発災時におけるつながる防災の構築について、まず１点目の発災時の地域初動についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、発災直後は、地域での助け合いが非常に重要となります。自治会長が全ての自治会員の被害状況や避難状況を収集することや把握することは困難であり、きめ細かな対応については、隣組長の役割が大変重要と考えております。特に、安否確認や避難先の把握、継続的に連絡を取り合う場合においても、隣組単位の対応が重要と考えております。

町は、隣組長を自主防災組織の中でどのように位置づけ、役割強化を進めるお考えでしょうかとのご質問がありましたが、自治会を単位とし、自主防災組織を編成していただいている中で、隣組長には、隣近所の現状をきめ細かく把握し、横のつながりが構築されている強みを生かすことができる情報連絡班として活動していただくことを想定しております。

引き続き、定期的に開催している自主防災会連絡協議会や自主防災会向けの防災講習会などで、有事の際の隣組長の役割を、自主防災組織はもちろんのこと、関係団体とも認識共有して強化を図ってまいります。

また、隣組単位の対応を機能させるため、普段から隣近所での挨拶の積み重ねや、隣組や自治会行事に可能な限り参加するなど、平時からのつながりを心がけることも、自主防災組織の強化、地域の防災力の強化につながることを発信していきたいと考えております。

２点目の誰も取り残さない防災についてお答えいたします。

自治会未加入者や外国人観光客を含めた来訪者の皆さんに対しての情報発信方法としまし

て、同報無線、公式ホームページ、ＬＩＮＥなどの方法により、最新の避難警戒レベルや避難場所などをお知らせするようになります。外国人の方に関しては、言葉の問題がありますので、町では、公式ホームページの言語対応サービス、これは英語、中国語、韓国語、フランス語対応と今なっていますが、を利用し、災害情報を発信したいと考えております。

また、令和６年度には、デジタルサイネージを来訪者が多く利用する小布施駅、おぶせミュージアム、高井鴻山記念館、おぶせ交流館、スポーツコミュニティセンターに設置いたしました。発災時は、観光情報から災害情報に切り替えて発信できるよう整備しておりますので、有効に活用していきたいと考えております。デジタルサイネージにつきましても、公式ホームページ同様に言語対応サービスが利用できます。

そのほか、町では、来訪者が多く訪れる場所に観光情報をお知らせできるＱＲコードの設置を、文化観光協会など関係団体と検討を進めております。デジタルサイネージ同様に多言語対応が可能で、有事の際には情報発信することを想定しております。

これらの情報発信のほかにも、美術館などにおいては、来訪者と職員の安全を確保する仕組みや、二次災害を防ぐための自治体の指定避難所への誘導方法などを再認識したいと考えております。

また、独り暮らしのお年寄り、要介護者、障害者の方などに関係する個別避難計画の策定についての取組についてお答えをいたします。

誰一人取り残さない防災を目指し、高齢者や障害者など自ら避難することが難しい要配慮者を対象に、一人一人の状況に合わせた避難時の行動計画が個別避難計画です。令和３年の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、指針では、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者の計画を策定していくこととされました。

町は個別避難計画の作成方針について、千曲川と松川の浸水想定区域、土砂災害警戒区域にお住まいで、寝たきりなどの理由で自力での避難が難しい、または福祉車両でなければ避難ができないなど、水害時に安全が確保できない人を作成の対象としました。この計画の作成は、令和４年度から取り組んでおります。

作成に当たっては、要配慮者の同意を得た上で、状況をよく知るケアマネジャーやケアプランナーに作成を委託しました。本人、家族と話し合って作成をしているところです。現在、31人の個別避難計画を作成しております。

個別避難計画を作成した人の避難支援は、町職員と町社協職員が行います。実際には、水

害が発生するおそれが高まり、避難が必要と判断した場合には、事前に対象者に電話連絡し、福祉車両を使用するなど個々の事情に配慮して、指定福祉避難所である健康福祉センターへの避難支援を行います。

指定福祉避難所での避難中は、計画に記載された要配慮情報に沿った支援を行い、心身の負担に配慮した支援を行うことに努めます。

３点目の行政と地域の連携による災害対応についてお答えします。

災害時の行政の初動についてですが、令和７年度に参集システムを導入し、気象庁からの地震情報などを基に参集メールを自動配信できる仕組みを構築しました。参集連絡をいち早く伝えることにより、初動対応が迅速に行えるようになります。

議員ご指摘のとおり、有事の際は、町議会との連携は非常に重要でありますので、議会の皆さんとも相談させていただきながら、このような参集システムを利用した情報連絡体制の構築について、検討を進めていきたいと考えております。

自治会を単位とした自主防災会との連絡体制については、自主防災会連絡協議会などで関係の皆さんから、どんな方法が情報連絡しやすいのかなどご意見をいただきながら、体制構築に向け、検討を進めてまいります。

台風19号災害の際は、各自治会で組織する自主防災会に関しては、公会堂の避難所開設や運営などを担っていただきましたが、自主防災会連絡協議会として、横の連携については十分とは言えませんでした。水害では、被災されていない自主防災会もあります。応援体制などについても想定しながら、体制強化も進めていきたいと考えております。

また、発災時は、職員も被災している可能性が高いため、避難所開設やライフラインの復旧などに当たる職員の人員不足が懸念されます。職員も年１回、避難所開設訓練を実施し、少ない人数でも避難所をスムーズに開設できるよう訓練を行っておりますが、被害状況などにより不安な部分もあります。

自主防災会の皆さんには、発災後、公会堂などを一時避難所として開設いただくようお願いしており、防災倉庫を併設している基幹避難所、これは文化体育館、総合体育館、中学校体育館、トレーニングセンターになりますが、の開設ができ次第、必要に応じて避難する方法を想定しております。

避難所開設後の運営については、自主防災会に協力依頼しておりますが、自主防災会の皆さんに基幹避難所の開設をお願いすることは、現実的にはクリアする課題も多く、難しいのではと認識しております。

あわせて、関係団体である自主防災会、自主防災会連絡協議会、社会福祉協議会などの関係機関との情報共有体制の構築についてですが、現在、関係機関である社会福祉協議会とは、先ほどご説明しました参集システムに登録をいただいており、発災後すぐに情報が届き、迅速な初動体制につなげることが可能であり、災害対応時においても、双方向の情報共有も行うことができます。

ただ、自主防災会、自主防災会連絡協議会との情報共有方法については、メールや携帯電話、同報無線などの共有方法となります。

有事だけではなく、平時の際の自治会と町との情報共有方法についても課題として捉えており、現在、町と自治会はもちろんのこと、自治会と自治会員が双方向で情報連携できるアプリの導入について検討を進めております。

自治会の現状やニーズを把握しながら、新たな情報共有を構築することで、地域の防災力の強化につなげていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（小西和実君）　田中助一議員。

○１番（田中助一君）　ありがとうございました。

今回の質問ですけれども、まず、最初の発災時の初動体制については、つながるためには隣組が一番重要になるんじゃないですかという話をさせていただいていると思っています。ちょっと伝わっていないかもしれませんけれども、例えば自治会長、東町なんかは、何百軒とある自治会長さんが、その自治会の避難状況を把握するというのは、ほぼ不可能だと思います。羽場は60軒ですけれども、その60軒ですら、結構大変なものがあります。

事前に隣組単位で、もしいざというときは、どういったところに避難するんですかみたいなことはやらせていただいたんですね。先ほどお話ししたとおりです。その中で、やはりしっかりそこのところがつながっていると、いわゆる逃げようという話もそうですし、それから避難先ですよね。

ご存じのとおり、避難所に来る人、それから親戚に行く人、中にはホテルと、田舎だったですけれどもホテル、能登ではいましたよね。それから、ハウスの中に逃げた人みたいなことがあるんですけれども、それぞれでどういう状況になっているのかというのを、しっかり隣組長だからこそ把握できるという部分があると思います。それは、その後の、いわゆる避難支援という場合も非常に重要になってきて、何が足りませんかといったときに、例えばＬＩＮＥか何かでつながっていれば、これとこれとこれが足りませんよとすぐに伝わる。自治

会長はそれを単純に集計して、町へ流すだけという話になっていくわけですよ。

やはりその地域から、ほかの親戚のお宅へ行ったからといって、避難者じゃないということはないわけです。その避難されたところから、また今度、これから家屋が被害を受けているから、じゃみんなで一斉に写真でも撮って、被害状況を把握しましょうみたいになったときも、やはりそのお宅のほうへ連絡をして、その中で、勝手に入るわけにいきませんから、それで連絡取った上で、しっかりと写真を撮って、被害状況を報告していくというようなことにつながりますし、そういった細かな点をきちんとまとめられるのは、隣組長ではないかなと。

ちなみに羽場では、その話合いをしたときに、一つの隣組はＬＩＮＥのグループをつくりまして、今ではいろいろな隣組の会合だとか、そういったものの通知はそれで出しているそうです。

今後も、例えば自治会の負担とかありますけれども、そういったものも、例えば回覧であれば、そういったものを流してやればいいとかいうような形になると思うので、しっかりとそこら辺の隣組、もう少し詳しく位置づけをして、やっていただければいいのではないか。より復旧ですとか支援ですとか、そういうものにつながるんではないかというふうに考えますので、そこら辺のお考えを１点お聞きしたいと思います。

また、２番目の質問ですが、いわゆるそういう地域のつながりが強くなればなるほど、つながっていない人というのは心配になるんですね。これってどういうことかというと、自治会に入っていない人については、自主防災会が避難所に行ったときに、あなた、今やっていないじゃないかと、自治会に入っていないじゃないかみたいな話になると、非常にいづらくなる。そういった人たちをどういうふうにフォローしていくのかという取組が大切になると思うんですね。

やはりそういった人たちのケアをしてあげないと、避難所へ行っても肩身が狭い思いをするみたいな話になってはいけない、そういうふうに思いますので、外国の方については詳しくご答弁いただきましたが、未加入についてはお答えが少し不足していると思いますので、その点についてお答えいただきたいと思います。

また、独り暮らしですとか要介護ですとか、この話ですが、これも実は東日本大震災のときに、災害発生後の死亡率、障害者だったと思うんですが、宮城県は他の件に比べて倍になったという話がありました。通常を１とすれば、それが発災後も継続していくことが望ましいんですが、なぜ２倍になったかというと、そのときに進めていた在宅の考え方、それを先

進的に取り組んでいたというのの裏返しになったそうです。

要は、在宅で介護を受けている人たち、サービスを受けている人たちは、発災によってサービスが受けられなくなった。だから、そういったもののつながりといいますか、きちんとやらなきゃいけませんよという話なんです。

今回、お答えを聞いていますと、31件の個別の計画をやっているという話なんですが、要介護度を持っていらっしゃる方は3,000人以上います。要介護度５の方は300人以上います。それを考えたときに、小布施町、被災するのが半分として150人になったところで、31人の個別計画って本当に大丈夫だろうか。逆に言うと、もっと言うと、いわゆる医療が必要な人、それから、ほかにも障害を受けている方、タイムサービスを受けている方は四十何人います。普通のサービスを受けている方も50人以上いらっしゃると思います。やっぱり、こういう人たちのケアをきちんとやらなければいけない。それは大丈夫ですかということを聞いているんですね。

ちょっと31件というのは、少な過ぎるような気もしますし、その手段についても、やっぱり夜中、限りなくて飛んでいって、独り暮らしだとか、独り暮らしのあれにいますかね、起こすのかどうかとかいう話もあります。そういった点について、まだお答えいただいていないような気がするんですが、お願いしたいと思います。

最後、行政と地域の連携について、これは、いわゆる役割の再定義をしたらどうかということを言っています。実際に難しいというようなお答えでした。しかし、これは役割分担をきちんと決めて、取り組んでいかなければならないものだと思うんですね。

当然、法律的には、避難所開設は町の役割というふうに決まっていますので、それに、いや違いますということはできませんが、ただ、やっていることがほとんどできるという話になれば、それは、ある程度お任せするすることもできる。しかも半分、いわゆる協議会みたいな団体をつくって、半分の自治会が被災しない水害の場合や何かは、被災しなかったところが中心となって避難所開設を手伝うとか、そういった役割もできるはずではないかというふうに考えているんです。

ですので、そういったことをきちんと役割分担した中でやることによって、被災したとき、職員が半分しか集まらない。能登の震災のときは、１日に集まったの１割というところがあったそうです。そういった人たちが、いかに早く災害の状況を把握して、県なり国なり、あるいは協定を結んでいる団体なりにしっかりと情報を伝えて支援を仰ぐ、こういったことができるためには、やはり役場の職員の負担を減らしておかなければならないんだろうという

ふうに考えます。

その点について、不可能みたいな感じでしたが、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（小西和実君）　須山総務課長。

○総務課長（須山和幸君）　それでは、田中議員の再質問のまず１点目の隣組の位置づけの関係と、あと自治会未加入者の関係、あと３点目の役割の分担につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、隣組の位置づけについてですが、先ほども申し上げましたが、確かに、細かな点をまとめられるのは隣組長さんであるという認識は、町でもそう思っております。先ほど答弁の中でもお話しさせていただきましたが、やはり日頃からの関係性、それが非常に大事だと思っております。

今回ですと、５月31日には環境美化の運動ということで、隣組を中心に環境美化をやっておりますが、そういった中でのやっぱり、先ほどの答弁の中でもお話ししましたが、ふだんからのそういったお付き合いといいますか、そういったことが非常に大事になってくるかなと思っておりますので、また、今ご質問ありましたように、そういった隣組長の役割のもう一回再確認といいますか、そういった点につきましては、これから自主防災会の講習会、６月に役員の皆さんが集まって開催させていただきますので、その中でも町といたしましても、その役割についての重要性はお話しさせていただければなと思っております。

あと、２点目の自治会未加入者のフォローということでお話がありましたが、確かに自治会に入られていない方、いざ有事の際に、自治会の公会堂ですとか避難所へ行ったときに、肩身の狭い思いをするんじゃないかというお話がありましたが、特に町としては、先ほど情報発信や、そういった方法につきましては、町の同報無線を使わせていただきますが、避難してきたときに、そういった肩身の狭い、そういったお話があった点につきましては、そういうことは多分、自治会によってはいろいろばらつきがあるかと思いますけれども、そういったことは今のところ、想定しておりませんが、そういうようなことが懸念されるということも、確かに話としてはございますので、自治会の加入については引き続き、町としても進めているところではありますので、そういった、いざ災害のときには非常に大事になりますということをお伝えしながら、改めて自治会の加入についても呼びかけてまいりたいと思っております。

あと、３点目の役割の分担についてですが、こちらについても、先ほどお話しさせていただきましたが、確かに水害ですと、被害を受けるところ、受けないところ、いろいろ状況が

変わってきて、なると思います。そういった中で、やはり自主防災会の連絡協議会がありますので、自主防災会として、そういった被災を受けていないところは、できれば応援ですとかフォローに回れるような、そういった仕組みづくりというものも、今後必要かなと思っておりますので、これにつきましても、また自主防災会、講習会等ございますので、そういった中でも改めてお話をさせていただければと思っております。

以上になります。

○議長（小西和実君）　町田健康福祉課長。

○健康福祉課長（町田　豊君）　個別避難計画についての再質問があったことについてお答えいたします。

先ほど、31人という数は少ないのではないかというお話でしたけれども、今日、正確な数字は持ち合わせておりませんけれども、小布施町の65歳以上の人口が恐らく3,800人前後だったと思います。そのうち、要介護認定を受けている方の数字が600人弱ぐらいだと思いますので、そのうち要介護４とか５というような、何らかの避難に関しての支援が必要な方というのは、100人以下ではないかと思っております。そういった方のうち、水害で浸水が想定される区域にお住まいの避難の支援が必要な方ということで、31人というようなことで、個別避難計画を作成しております。

災害中に死亡率が２倍以上になったということですけれども、それ以降、教訓としまして、介護保険のサービス事業所で今、ＢＣＰといいまして、業務継続計画ですかね、災害が起きても、できるだけ早くサービスが継続、サービスの提供ができるだけ早く再開できるようにということで、事業所がそういったものを作成することが義務になっておりまして、私ども運営指導ということで、事業所に行くことがあるんですけれども、そういったときに、ＢＣＰというのを作成しているかどうかというのを確認しておりますので、事業所にそういったアドバイスですとかしながら、できるだけ、災害のときにはサービスの提供ができて、こういった方への支援をできるだけ早く提供できるような体制を整えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小西和実君）　田中助一議員。

○１番（田中助一君）　ありがとうございました。

先ほど総務課長からご答弁ありました、自治会未加入者、なるべく自治会に加入するようにみたいなことがありましたけれども、多分、これがなくなるということはない状況だと思

います。そういったことも含めて、今後やはり、そういう方がいらっしゃるということを認識された上で、きちんと支援という形の中で、そういった方々もきちんと避難できる、そういった体制を組んでいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。それについて何かお考えがあれば、聞かせていただきたいと思います。

また、町田課長、ありがとうございました。

一応介護サービスの件につきましては、一昨年ですかね、去年の成果説明書を見せていただいた中で、そのときの数字を拾ってきています。ですので、ちょっと今、認識の中に乖離がありますけれども、そこら辺のところは、また後でお知らせできれば、していただきたいと思います。これは後で結構です。

ただ、先ほどもお話の中で少しありました、100人という数字が出てきましたけれども、もし100人だとしても、やはり31人て少ないのかなというような感じがしますので、改めてしっかりそこら辺の、例えば要介護度５というと、ほとんど動かせないわけですよ。それを避難所へ連れていってどうにかなるか、ならないんだと思うんですよね。

そういったところの数字は、きちんと把握されていると思いますけれども、把握していただいた上で、全て滞りなく進むようにしていただきたいと思います。それについて、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小西和実君）　須山総務課長。

○総務課長（須山和幸君）　それでは、お答えいたしますが、確かに自治会未加入者の方はいらっしゃいますので、先ほどありましたように、いらっしゃる方を想定してということで、そんな方を支援できる取組ということをまた検討してまいりたいと思います。

また、今現状、地域防災計画にはそのことは書かれておりませんので、地域防災計画の中でも、できれば今言ったことを掲載するなどして、計画の中でしっかり位置づけてまいりたいと思っております。

○議長（小西和実君）　町田健康福祉課長。

○健康福祉課長（町田　豊君）　個別避難計画については、要介護者の方に私どもから、そういった計画作成と、あと支援をすることの希望を聞いた上で、計画の作成をしております。

31人はやはり少ないのではないかということですので、改めまして、私どもで事前にケアマネジャーの方に、この方が個別避難計画の作成を希望する方なのかどうかだとか、支援が必要な方なのかどうかという確認した上で進めておりますので、そういった作業をもう一度改めて精査して行って、確実に把握して、支援に努めていきたいと思っております。

○議長（小西和実君）　大宮町長。

○町長（大宮　透君）　ちょっと補足で、私からも２点ほどお答えをしたいと思います。

一つ、今総務課長からあったところ、自治会未加入の方に対する対応ということでいうと、振り返ってみると、令和元年の東日本台風のときも、自治会によっては非常に、自治会の公会堂をしっかりと拠点にして支援を行っていただいたところと、なかなかそれが難しかったところというのもありまして、当然、自治会未加入もそうですけれども、自治会に加入されていても、なかなか自治会、自主防災会だけではできないことが、当然、公的な避難所の開設であるとか、町として個別に対応していくということは必要になってくると思っていますので、基本的には自治会に加入しているかどうかを問わず、公的な避難施設での支援であったりとか、そういったところは、しっかりと行き届くような取組というのは行っていきたいというふうに思っております。

加えて、個別避難計画については、今、町田課長からあったとおりですけれども、当然、個別避難計画単体の仕組みではなくて、毎年、我々町としては、支援が必要な方というものを抽出して、大体それが600人から800人ぐらいの間で出てきます。そういった基準に基づいて、公助でやっていく方というものを、やっぱりこれ、あまり大風呂敷を広げ過ぎても、町として対応できる限界がありますので、それを我々としてもしっかり議論した上で、今、この基準で31名というふうにはなっていると。

ただ、それ以外の方に関しても、支え合い名簿という形で地域にお戻しをして、こういった方がいらっしゃるので、できる限り共助で支え合いをお願いしたいというような、そういういろんな段階を踏んでやっているということも、一応共有させていただきたいと思いますので、またよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（小西和実君）　以上で、田中助一議員の質問を終結いたします。

◇　山　﨑　博　雄　君

○議長（小西和実君）　続いて、３番、山﨑博雄議員。

〔３番　山﨑博雄君登壇〕

○３番（山﨑博雄君）　それでは、質問させていただきます。

第１点の国道403号の歩道拡幅及び電線共同溝整備の進捗と今後はということでございます。

小布施町の中心部を貫く国道403号の整備状況について質問いたします。

本事業は、町が掲げる歩いて楽しいまちづくりの実現と安全・安心な防災力の向上を両立させる、本町にとって最重要プロジェクトの一つであります。

現在の計画では、長野県を主体とする街並み環境整備事業として、電線共同溝の整備に合わせた歩道拡幅が進められています。その設計コンセプトは、車道幅を６メートルに抑制し、確保した空間を歩道へ充てることで、歩行者優先の空間を創出することにあります。さらに、縁石の段差をなくすフラット化により、高齢者や車椅子利用者、そして観光客の回遊性を高める設計であると理解しております。

しかし、令和７年度から具体化が進む一方で、沿道の用地買収や、歴史的な町並みを維持するための家屋のセットバックに伴う補償交渉など、極めて高度な調整が続いております。

そこで、現在の進捗と今後の見通しについて、以下の３点について伺います。

１つとして、事業の執行状況と着工の見通しについて伺います。

昨今の観光客の増加に加え、本年春には、新たな宿泊・交流施設が相次いでオープンいたしました。滞在型観光への転換が進む中、歩行者の安全確保は、まさに待ったなしの状況にあります。

令和８年度予算における事業費の執行状況と、具体的な着工区間の見通しはどのようになっているのか。あわせて、町並みデザインの要となる電線共同溝（電線地中化）の現在の整備状況についても伺います。

２番目として、地権者との合意形成と町の支援体制についてです。

本事業の成否は、沿道地権者の皆様のご理解とご協力にかかっています。そこで、用地交渉における現在の妥結状況はどのようになっているのか。また、未買収地や交渉継続中の案件に対して、町としてはどのようなバックアップ体制を取り、県と連携して進めているのか、その具体的な取組を伺います。

３番目として、住民の日常生活に配慮した設計と維持管理について伺います。

景観の美しさだけでなく、そこで暮らす住民の利便性との両立が不可欠と考えます。歩道のフラット化に伴い懸念される雨水の排水対策や冬期間の除雪体制について、住民の日常生活に支障を来さないよう、どのような設計上の配慮がなされているのか、町の考えをお伺いします。

○議長（小西和実君）　山本建設水道課長。

〔建設水道課長　山本順一君登壇〕

○建設水道課長（山本順一君）　おはようございます。

それでは、私のほうから、山﨑議員の３点の質問に順次お答えをいたします。

１点目の令和８年度予算における事業費の執行状況と具体的な着工区間の見通し、電線共同溝（電線地中化）の整備状況についてお答えをいたします。

現在予定しています国道403号の整備区間は、中町交差点から町道４号線交差点、風味堂入口の約300メートルで、長野県の交通安全対策事業として、歩道の拡幅をする予定でございます。

長野県事業ではありますが、国道403号沿線は、小布施町の修景事業から始まる、まちづくりの根幹を担ってきた場所であり、町としては交通安全対策のみならず、景観的配慮や居心地がよく歩いて楽しいウオーカブルな空間づくりを、この機会に長野県、地域住民の方と共に行いたいと考えております。

長野県の令和８年度予算においては、交通安全対策の国庫補助事業で、中町交差点から中町南交差点の用地補償を予定しております。今後、歩道や町並みのデザイン等、整備内容の調整が整った後に、用地買収が完了している中町交差点から中町南交差点の東側の歩道工事に着手する予定でありますが、具体的な工事時期は決まっておりません。

町の令和８年度予算については、国の街並み環境整備事業を活用した国道403号市庭通りを創生する会への助成金となっております。この助成金の対象経費は、ランドスケープの委託料、事務員人件費、委員への旅費となっております。

続いて、電線共同溝（電線地中化）につきましては、平成30年度に長野県電線類地中化協議会で合意が得られています。現在開催している市庭通りを創生する会で進めている歩道や町並みのデザイン等の調整が調った後に、電線共同溝の整備方針について検討をしてまいります。

続きまして、２点目の用地交渉の状況と地権者との合意形成、町の支援体制についてお答えをいたします。

先ほど申し上げました整備区間約300メートルにおける用地の買収につきましては、令和７年度末において約６割が完了している状況でございます。そのうち、中町交差点から中町南交差点の区間の買収率は約７割となっております。

用地交渉における町のバックアップ体制につきましては、状況により町も用地交渉に同行

するなど、今後も引き続き長野県と連携してまいります。

３点目の歩道のフラット化に伴う雨水の排水対策や冬期間の除雪体制についてお答えいたします。

豪雨時の国道403号の雨水処理については、町でも重要な課題であると認識しています。令和８年２月４日に、約５年ぶりとなる国道403号市庭通りを創生する会が開催されました。この会の中で、歩道のデザインや植栽、照明等の検討を行っており、あわせて、雨水対策の舗装材の選定についても検討を進めているところでございます。

現在の長野県の設計では、排水処理に必要な流下能力のある側溝にするとともに、水が車道側に集まる勾配とするなど、雨水の排水対策を計画しております。

除雪体制につきましては、長野県管理区間のため、須坂建設事務所へ確認しましたところ、車道は特定共同企業体と契約を結んで対応し、歩道については、引き続き沿道の皆様の対応をお願いすると聞いております。設計上の配慮につきましては、国道403号新しい市場通りを創生する会の中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小西和実君）　山﨑博雄議員。

○３番（山﨑博雄君）　ご答弁ご苦労さまでございます。ありがとうございました。

再質問させていただきます。

国道403号の歩道拡幅整備事業は、単なる道路の改修にとどまらないと考えます。本町が目指す人中心の道空間、すなわち歩行者優先、バリアフリー化を象徴する最重要プロジェクトの一つであると確信しております。

ここで、投資対効果という視点から再質問いたします。

道が広がり歩きやすくなることは、単なる利便性の向上だけではないと考えます。沿道店舗への立ち寄り率を向上させ、ひいては町全体の商工業の活性化、そして税収増へと寄与する、確かな未来への投資であるはずです。また、現在オープンしている交流・宿泊施設に加え、今後も周辺で複数の新たな開発計画があると聞き及んでおります。

この歩道の拡幅が実現すれば、観光客が駅から北斎館周辺、さらには周辺店舗へと回遊しやすくなるだけでなく、地元農作物の直売所や農地へのアクセス向上も期待できます。まさに歩いて楽しい商業と農業の両立こそが、本事業の大きなテーマになると考えております。

滞在型観光への転換を加速させ、こうした投資対効果を発現させるためには、現在の事業のスピードアップが待ったなしの状況です。

そこで伺いますが、舗装のデザインや素材、段差をなくすフラット化の具体的な構造、雨水排水対策、さらには照明やストリートファニチャーといった街路備品の選定など、これらはどのような見た目と機能を持つものにするかについて、町と県が合意して工事発注が可能となるデザイン最終決定の時期は、いつ頃になるのか伺います。

さらに重ねて伺います。

新たな拠点が相次いで誕生し、人の流れが大きく変わりつつある現状を踏まえれば、この403号の歩道拡幅整備において、依然として未着工のまま残されている中町南交差点から上町にかけての区間は、歩行者の安全性を踏まえれば、最優先に整備を進めるべきであると考えます。

ついては、町として、この中町南交差点から上町区間における用地の交渉や調整は、どう加速させ、早期完成へと導く考えなのかお聞きします。

以上２点、お願いいたします。

○議長（小西和実君）　山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本順一君）　それでは、山﨑議員の２点の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目のデザインの最終決定の時期でございますが、先ほどの３点目のご質問の中でも答弁をさせていただいておりましたが、現在開催されている国道403号市庭通りを創生する会の中で、現在、舗装の素材、それからデザイン、照明、そういった雨水対策も含めた様々な課題について、今議論を進めているところでございます。

現時点では、令和８年度、今年度末を目標に、県と町の合意形成も含めた最終的なデザインの決定を目標にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、２点目、中町南交差点から上町区間の関係でございます。こちらにつきましては、議員ご指摘のとおり、町並み修景事業地も含めた、非常に町としても重要な区間であるということは認識しているところではございますが、現在、中町南交差点から中町交差点、この区間を最優先路線として捉えており、須坂建設事務所とも、まずはそこの路線を整備しようということで調整をしているところでございます。

ただ、上町区間につきましては、用地買収が完了した箇所、これにつきましては、交通安全対策の観点から、まずは応急的な舗装修繕を行いまして、歩行者が危険がないように歩いてもらうと。それと並行いたしまして、未買収用地につきましては、引き続き須坂建設事務所と連携・調整して進めていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたし

ます。

以上でございます。

○議長（小西和実君）　山﨑博雄議員。

○３番（山﨑博雄君）　１点確認でございますが、今現在の歩道の整備事業を見ますと、生活灯について、大分地元のほうで意見がありまして、あれは地元の管理の中で、どういう形になるのかというのが大分関心が高い状況なものですから、その点について、また地元との、自治会管理の面もありますもので、また地元との協議を早急に進めていただければと思いますが、その点よろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君）　山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本順一君）　生活灯につきましては、現在、２自治会、中町自治会と上町自治会が、今回の403号線では該当していると思います。こちらにつきましても、現在、デザインの変更の検討もしている中で、今後の維持管理につきましても、どのようにするかというのは、また今後、各自治会を交えて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小西和実君）　山﨑博雄議員。

○３番（山﨑博雄君）　それでは、２番目の質問に入らせていただきます。

宿泊・交流施設の増加に伴う町への波及効果と今後の期待についてでございます。

今、我が小布施町は、大きな転換点を迎えていると考えております。本年４月、５月と、国道403号沿い中心に、新たな拠点が相次いで誕生しました。

まず４月には、元豆腐店を改装した交流型宿泊施設が開業しました。２階のゲストハウスに加え、１階にはカフェやコワーキングスペースを併設し、中長期滞在やワーケーション需要にも対応する施設となっております。

続く５月には、国道403号沿いの空き店舗をリノベーションした全15室の宿泊施設がオープンいたしました。こちらは、素泊まりを基本とすることで、夕食は町の飲食店へという回遊を促す地域共生型のスタイルであり、町内でも比較的大規模な拠点として期待されています。

さらに、町内の栗菓子事業者による町並み修景の一環として、古い建物を生かした洋栗菓子店の専門店や手作り菓子工房を併設した喫茶スペースなど、新たな魅力を持つ店舗も整備されました。これにより、中町・上町エリアの活気が目に見えて高まっております。

これらは単なる施設の増加にとどまらず、本町が長年掲げてきた日帰り観光から滞在型観光への転換を具現化するものであります。

そこで、これらの変化がもたらす町への期待について、３点ほど伺います。

１つとして、夜間経済、ナイトタイムエコノミーの活性化と商工振興についてです。

宿泊客の増加は、これまで課題であった夕食難民の解消や夜間の飲食店の利用の増加をもたらす絶好の機会です。宿泊・交流拠点の増加に伴い、町内の飲食店や商店と連携して、夜の回遊性を高めるための施策について、町は今後どのように支援していくのか伺います。

２番目として、農業と観光の連携、アグリツーリズムの深化についてです。

私はかねてより、農業の承継と振興を訴えてまいりました。滞在型観光の進展は、果樹園での農業体験や地元食材の活用など、農業に新たな付加価値をもたらす好機と考えます。宿泊客を農地や直売所へ呼び込む仕組みづくり、いわゆるアグリツーリズムの推進について、現在の検討状況を伺います。

３として、国道403号の歩道拡幅整備との連動についてでございます。

宿泊者が増えれば、夜間や早朝に町を歩く方が当然増えます。しかし、現在の国道403号の歩道状況は、必ずしも安全・快適とは言えません。新たな拠点がオープンし、人の流れが変わった今こそ、現在進められている歩道拡幅及び電線地中化への加速が必要です。

こうした宿泊施設の集積状況を整備計画の優先順位やスピードにどのように反映させるのか、町の見解を伺います。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

〔産業振興課長　宮﨑貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　それでは、山﨑博雄議員の２項目め、宿泊・交流施設の増加に伴う町への波及効果と今後の期待について、３点ご質問いただいておりますが、１点目と２点目について、私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

まず、１点目の夜間経済の活性化と商工振興についてですが、ご質問にありましたとおり、春以降、町の中心部、国道403号周辺になりますけれども、こちらを中心といたしまして、空き物件をリノベーションした民間の施設が相次いでオープンをしています。これら民間施設の中には、これまで小布施町においては少なかった宿泊機能を有する施設も多く含まれておりまして、議員がおっしゃられるとおり、滞在型観光の推進に向けた受皿として、大きな期待を寄せているところです。

これらのほかにも幾つか、民間の皆さんによる空き物件活用の動きをお聞きしております

ので、今後、さらにこのような事例が増えていくものと考えられますので、地域の活性化のために大変ありがたいことであると思いますとともに、こちらも議員おっしゃるとおりですが、重要な転換点でもあるというふうに考えております。

宿泊客が増えるにつれまして、飲食店や商店など、夜間にも利用できるサービスの需要も増えるものと思います。これらを持続的・安定的に対応していくためには、宿泊施設と既存の飲食店等の個別の連携、あるいは来訪者の方だけではなくて、町民の皆さんの需要を喚起するような、そういった工夫も必要と考えているところです。

町としましては、これら宿泊施設と既存の飲食店等の効果的な連携によりまして、滞在される方々に対して魅力的な夜の過ごし方を提案できるよう、商工会や観光協会など関係機関とも協力しながら、まずは情報を正確に把握・整理していきたいと考えているところです。

また、町内の事業所や農家の方々と共に、農商工の連携によります地域の活力増進に取り組むことを目的としまして、小布施町“町全体”活性化協議会を設けておりますが、こちらに置きましても、これからの町の観光戦略をテーマに分科会を設けておりまして、夜間や冬場といった、いわゆる閑散期の対応についての議論も始めたところです。

一つの目標といたしまして、９月頃には一定の方向性を出し、さらに検討を進める中で、具体的な仕組みや役割分担などを明確にしていきたいというふうに考えているところです。

２点目の農業と観光の連携の深化についてでございますが、宿泊者を農地や直売所に呼び込むアグリツーリズム、この推進が、農業の体験や地元食材の活用を通じまして、農業に新たな付加価値をもたらすものであると、こういった議員のお考えにつきましては、町としても認識を同じくするものでございます。

このような取組を体系的かつ継続的に進めていくには、農家や農業関係者の皆さんに加えまして、協議会や中間支援組織といった活動を支える推進体制の検討も必要になってくるというふうに考えているところです。

これまでも民間ベースによりまして、農家や農業関係の事業者・団体の皆さんなどの連携による宿泊と体験を融合した事業化の動きがありまして、少しずつではありますが、具体化が進んでいるものと思います。基本的には、このような民間の皆さんの動きを尊重しながら、今後さらに“町全体”活性化協議会などにおいて、観光関連、まちづくり関連の事業者・団体の皆さんと共に情報交換する場を設けて、そのビジネス化や持続的な推進体制ついて検討するとともに、行政として、どのような後押しができるか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西和実君）　山本建設水道課長。

〔建設水道課長　山本順一君登壇〕

○建設水道課長（山本順一君）　それでは、私のほうから、３点目のご質問の宿泊施設の集積状況を整備計画の優先順位やスピードにどのように反映させるかのご質問についてお答えをいたします。

現在、最優先区間と考えている中町交差点から中町南交差点区間では、議員ご指摘のとおり、民間事業者による宿泊施設の開店や隣接地権者によるテナント等の建設が進んでいる状況でございます。

現在、国道403号市庭通りを創生する会では、区間全体の歩道のデザインや周辺のランドスケープを、須坂建設事務所をオブザーバーとして、アドバイスをいただきながら、急ピッチで進めているところでございます。

宿泊施設が集積している区間を優先して整備していくという方針ではありませんが、まずは用地買収、移転補償が完了した区間から、随時工事を行っていく予定ですので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小西和実君）　山﨑博雄議員。

○３番（山﨑博雄君）　再質問させていただきます。

現在、新たな交流・宿泊施設を運営する企業や団体は、町全体を一つの宿に見立てる分散型ホテルの考え方を推進しており、今後も、古民家を活用した小規模な拠点が町内に広がっていく可能性を秘めております。宿泊の建物が調和する小布施らしい景観の中で、観光客だけでなく、住民も日常的に利用できる交流の厚みを増していくことこそ、これからのまちづくりに不可欠な視点ではないでしょうか。

本町のまちづくりは、これまで、住む人と訪れる人の交流が町全体に潤いをもたらし、それが独自の魅力となって、今日までつながってまいりました。

そこで伺います。

滞在型観光が進展する中で、訪れる人々と新たな交流の機会をどのように創出していくお考えかお聞きします。例えば、宿泊者が地元の伝統行事や農作業に自然な形で加わることができるようなソフト面の仕掛けについて、町のどのようなバックアップを想定しているのか伺います。

また、こうした交流を単なる観光振興にとどめるのではなく、町民の豊かな暮らしや地域コミュニティの活性化にどうつなげていくのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　それでは、山﨑議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、再質問にございましたとおり、空き物件を改修して宿泊施設などに活用する、こういった事例は、町の中心部だけではなくて、町の周辺部の農村地域でも幾つか行われておりまして、議員がおっしゃるとおり、町全体に広がりを見せているものというふうに考えています。

農家や農村の営みを来訪者に触れていただく機会としましては、これまでも、農村ウオーキング事業ですとか、あるいは援農隊といったような形で、農家支援につながるようなプログラムが行われてきておりますけれども、こういった体験を通じまして、実際にそこに携われている方々、大変さはあると思いますけれども、交流をしている表情を見ると、非常によい表情をされて、豊かな気持ちを持たれているというような考えもしております。

そういった事例もありますし、あるいはそういった、これまでの活動もさらに充実させるとともに、新たな取組の創出につきましても、先ほど申し上げました“町全体”活性化協議会などを通じまして、具体化を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小西和実君）　以上で、山﨑博雄議員の質問を終結いたします。

◇　福　島　浩　洋　君

○議長（小西和実君）　続いて、10番、福島浩洋議員。

〔１０番　福島浩洋君登壇〕

○１０番（福島浩洋君）　それでは、通告に従い、１件５項目の質問をいたします。

我が小布施町の校外引率のマニュアルについて、先月５月６日に新潟県のある高校が、部活移動中のマイクロバスによる重大な過失事故で男子生徒が１名亡くなり、ほか20名の生徒が負傷するという、あってはならない痛ましい交通事故が発生しました。

原因は調査中としながらも、68歳の運転手、信じられない行動が、過失致死傷の疑いで逮捕との情報ですが、我が小布施町の幼保・小・中の児童・生徒たちの移動手段については、

町はどのような安全対策や事前の打合せなどを行っているのか、また、高齢者の送迎時についても同様ですが、お聞かせください。

１つ、幼保・児童の保護者の送り迎えの安全対策の周知または免許証の確認はどのように。

２、幼保・小・中の遠足や見学ツアー、また修学旅行の車両での移動時の安全対策は。

３、いろいろな教育活動の際、車両を含めた移動時の引率方法等のマニュアルはどのように取られているか。

４、特に外注の車両におけるもろもろの確認やチェック、運転手の免許証の確認、体調など、面談はどのようにされているか。

５、高齢者のもろもろの送迎時に、ライドシェアなどの安全対策の周知はどのように取られているか、お聞きいたします。

○議長（小西和実君）　湯浅生涯学習課長。

〔生涯学習課長　湯浅憲彦君登壇〕

○生涯学習課長（湯浅憲彦君）　それでは、町の校外引率のマニュアルについて、福島議員よりいただいた５つのご質問のうち４点について、順次お答えします。

まず、１点目の幼稚園・保育園児童の保護者の送迎時の安全対策周知と保護者免許証の確認についてお答えします。

園では、園児に対する交通安全教室を実施しております。保護者に向けては、お便りによるチャイルドシートの着用や、入園式での口頭による交通安全啓発を行っております。

なお、保護者の免許証提示は求めておりません。

２点目の遠足や修学旅行等における車両移動時の安全対策についてお答えします。

まず、幼稚園、保育園では、遠足時にバスを利用しておりません。一方の学校におきましては、校外学習における車両移動時の安全対策につきましては、児童・生徒の安全確認、安全対策を第一に計画をするとともに、バスを利用する際は、直接バス会社へ依頼するのではなく、旅行会社を介して手配を行っております。

具体的には、運行計画や車両の安全性、運転手の配置状況などについて、旅行会社が確認・調整を行うとともに、学校との綿密な打合せを事前に行うことで、安全面に配慮した運行になるように対応しております。

３点目のいろいろな教育活動の際に、車両を含めた移動時の引率方法等のマニュアルについてお答えします。

地域クラブ、スポーツ少年団では、大会や練習試合等で、小布施町以外での活動となるこ

とがあります。送迎の現状を幾つかクラブに確認したところ、ほとんどは現地集合か、あるいは保護者が分担して送迎を行っておりました。送迎時の運転者の健康状況や飲酒の有無等の確認については、統一した方法などは示しておらず、各クラブそれぞれで対応していただくようお願いしている状況です。

万が一、送迎中に事故が発生した場合、入団等のときに加入しているスポーツ保険により補償の対象となるものの、身体的な被害だけでなく、精神的・心理的な負担が全関係者に生じる可能性があることが懸念されております。特に、運転していた保護者や送迎を依頼した保護者との間でトラブルが発生し、クラブ内での人間関係が悪化する可能性がある点は、十分配慮すべき内容です。

先日の地域クラブ総会では、大会や練習試合などの遠征の必要性について十分検討し、運転される方の健康状況や飲酒の有無等の確認を含め、児童・生徒の安全確保を万全にしていただくようお願いいたしました。

今後、国や県から、送迎時や引率時の安全確保に関する指針が示される予定があり、この指針を活用し、各クラブに適切な情報を提供するとともに、指導者や保護者、関係者と共に安全対策を具体化していく予定です。

４点目の特に外注の車両におけるもろもろの確認やチェック、運転手の免許証確認、体調など面談はどのようにされているのかについてお答えします。

マイクロバス運行は、町の事業について貸出ししております。運転手として登録された会計年度任用職員に運転依頼を行っております。その場合は、職員の随行を必須としております。首都圏や県外、宿泊を伴う場合など、登録職員で対応できない運行については、管理自動車の運転を専門に担う委託業者へ運転を依頼しております。

運行前のブレーキやタイヤ、燃料装置等の点検や運転手の免許証確認、体調管理の把握は、委託業者により実施されています。鍵の引渡し時・返還時には、役場にて検知器によるアルコールチェックを実施し、運転後は運転管理報告書を町へ提出いただき、諸事項について確認を行っております。

今後、マイクロバスを運転する登録職員の運転前後や運転中の健康状態などを把握するため、チェックシートを作成し、公用車の安全運転、安全管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小西和実君）　町田健康福祉課長。

〔健康福祉課長　町田　豊君登壇〕

○健康福祉課長（町田　豊君）　高齢者の送迎時の安全対策についてお答えいたします。

公用車を使用して行う高齢者の送迎は、町の事業で行う送迎と町の事業以外のボランティア活動で行われる送迎があります。町の事業で高齢者の送迎を行うものとしては、楽らく若返り教室やオレンジカフェの参加者に対する健康福祉センターへの送迎や脳のリフレッシュ教室の散策でのお出かけ、車椅子の方を対象に医療機関などに個別に送迎する福祉バスがあります。

運転は、町の会計年度任用職員または小布施町社会福祉協議会の職員が当たります。いずれの職員も、年に１回、安全運転講習を受講しています。参加者が多く、複数の車両が必要な場合は、ボランティアセンター登録の運転ボランティアの方にお手伝いいただいております。

町の事業ではないもので、公用車を使用して高齢者の送迎を行っているものは、移動外出付添い支援えべさの会など、ボランティア活動での送迎があります。運転は、それぞれの団体のスタッフが行います。

えべさの会では、支援活動を行うスタッフは、安全性を確保するために年１回、運転者適性診断を受講しています。運転する人、支援される人の双方が安心して活動できるよう、適性診断の費用は町が補助しています。

また、公用車を使用して高齢者を送迎するときは、町の事業か否かにかかわらず、運転免許証の確認、車両の貸出前後の点検とアルコールチェックを行い、安全の確保に努めています。

以上です。

○議長（小西和実君）　福島浩洋議員。

○１０番（福島浩洋君）　先日も85歳の高齢者が、スイミングクラブのマイクロバス、信号無視をして、お二人が気の毒に痛ましい事故で亡くなってしまいました。68歳の方もそうですけれども、いずれも足元がおぼつかないとき、それから状態、それからしゃべり方もおかしいなどの、事前に止められなかったことが非常に悔やまれているというふうにお聞きしました。

これにつきまして、町は、大切な児童や生徒たちを預かっている行政としては、特にやめていただくとか中止するとかという判断は、どのようなマニュアルでやっているのかお聞きします。

○議長（小西和実君）　山﨑教育長、お願いいたします。

○教育長（山﨑　茂君）　ただいまの福島議員の再質問についてお答えします。

今回、福島議員から５つの視点を頂戴しました。この議会でもそうですけれども、このように福島議員から５つの視点を通して、危険の見える化をしていただいたというふうに認識しています。

危険の見える化に関しては、危険の予知行動になりますので、どんなリスクがあるのかということを、とにかくもう一度、みんなで継続して再確認していくということになると思いますが、そのことは非常に組織全体でも大切に考えていますので、今後もあらゆる、幼保・小・中、それから地域クラブ、部活動、それから全庁を挙げて、継続的な安全管理の意識づけをしていくつもりです。

必要になることは、今のご質問で、そのように呼びかけや声かけの徹底や安全面をしていきますけれども、運転者に対するそういうチェック等は、先ほど課長のほうからも答弁がありましたが、行っていきますが、やはりそういう事前の検査をしたときに、体調が悪いというときには、当然やめていただくというか、今日は運転を控えましょうというようなことの呼びかけや指導はしていくつもりでいますし、もう既に指導していると思います。

ですので、一番は、そういう運転者の体調もありますので、例えばですが、運転をしている最中にちょっと、例えば、私もそうなんですけれども、片頭痛がありますので、目がちょっと視力がなくなる場合もありますので、そういうときには、やはり情報共有しっかりして、ちょっと運転休みますというようなこと、そう言える雰囲気というのを、やはり組織の中につくっていくということが大事になると思いますので、当然状況の悪い方には、今日は控えましょう、そのためにアルコールチェックや、それから観察等を取り入れてやっていますので、そういうことを常々やはり呼びかけしたりしながら、言える雰囲気というのも大事にしながらつくっていき、今後も大事な５つの視点をいただきましたので、組織全体で継続してやっていきたいと思います。

長くなりますが、具体的には５月の段階で、悲惨な事故が起きたときに関わって、地域クラブの総会で、課長も言いましたが、５月18日に啓発活動をしました。それから、校長・園長・教委連絡会も、５月下旬に集まっていただいて、このような事故を受けて、こういう点に注意していこうという啓発活動もしました。

６月の初旬には、課長、それから理事者が集まる連絡会議があるのですけれども、こういうことは、今現段階で国から来ている安全の確認ですというようなことで、課長の出席する連絡会議でも情報共有をしておりますので、これを継続して行っていきたいというふうに考

えています。

以上です。

○１０番（福島浩洋君）　どうもありがとうございました。

質問を終わります。

○議長（小西和実君）　以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇　関　　悦　子　君

○議長（小西和実君）　続いて、13番、関　悦子議員。

〔１３番　関　悦子君登壇〕

○１３番（関　悦子君）　それでは、２つよろしくお願いいたします。

まず最初に、道路交通法改正による影響と安全対策、どうなっているのかについてお尋ねをいたします。

私たちは日常生活の移動手段として、大勢の人が自動車や自転車を利用した生活を送っています。道路における危険を防止し、交通安全とスムーズな流れを確保し、障害を防止することを目的として、道路交通法が決められております。道路交通法では、様々な交通ルールが定められ、1960年に施行されて以来、社会情勢に合わせながら、改正をされてきているところでございます。

その道路交通法が本年、一部改正をされ、４月から自転車等に対する規則が強化され、交通反則通告制度が始まりました。新たに、16歳以上の人に青切符というふうなことが交付される制度でございます。

環境に優しい交通手段で、身近な乗り物として多くの人が利用する自転車は、全国的には自動車の台数に匹敵すると言われているほど多くなっています。しかし、自転車の事故は減ることがなく、近年、歩行者をはねて重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約9,500万円の支払いを命じたなど、高額賠償の判決が相次いでいると聞いております。

そのような中、長野県では令和元年10月１日に、自転車の安全で快適な利用に関する条例が全面施行され、自転車損害賠償保険の加入を義務化し、令和５年には、ヘルメット着用について努力義務化されました。さらに、本年９月には、改正道路交通法施行令により、生活道路における自動車の法定速度が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げら

れるということになるわけです。

そこでお伺いをいたします。

まず最初に、当町において、法定速度が30キロ毎時に引き下げられる道路はどのくらい該当するのか。その周知の掲示方法、それから周知広報などについてお聞きをいたします。

次に、青切符交付に伴う反則金への対応の指導など、住民に対する周知広報が大変必要と思いますが、お考えをお聞きいたします。

また、小・中学生も日常的に自転車を利用しています。学校教育の中での交通ルールやマナーの指導状況についてお伺いをいたします。

４つ目、当町における自転車事故の発生状況についてをお伺いします。

最後の５つ目、自転車損害賠償保険の義務化やヘルメット着用の努力義務化について、どのような周知や指導をしていらっしゃいましたか、お聞きをいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（小西和実君）　須山総務課長。

〔総務課長　須山和幸君登壇〕

○総務課長（須山和幸君）　それでは、関　悦子議員の１点目の道路交通法改正による影響と安全対策についてお答えをいたします。

まず、１点目の当町において、法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられる道路はどのくらいかと、その掲示方法、周知広報についてお答えをいたします。

交通安全を取り巻く環境の変化などにより、道路交通法が改正され、本年９月１日には、道路の中央線または車両通行帯が設けられている道路以外の一般道路、いわゆる生活道路については、自動車の法定速度が60キロから30キロに引き下げられます。

議員ご質問の30キロに引き下げられる道路の全長につきましては、長野県警察本部でも把握できていない状況ですが、先ほどの説明のとおり、中央線または車両通行帯が設けられていない生活道路であり、かつ道路標識による最高速度の指定のない道路は、全て引下げの対象となります。

今回の法定速度引下げは、町民の皆さんの日常生活に直結する極めて重要な法改正であります。自動車ドライバーだけでなく、歩行者や自転車利用者を含む全ての町民の皆さんへの周知が必要となります。

町民の皆さんへ効果的に情報発信していくための具体的な内容や方法については、須坂警察署交通課などとも連携を図りながら、町としては、町報おぶせへの記事掲載、警察庁や都

道府県警察が作成している公式リーフレットの配布、また、公式ホームページ、ＬＩＮＥでの配信、同報無線での放送などを実施し、周知を図ってまいります。

また、そのほか、夏の交通安全運動などの施行前に行われる交通安全キャンペーンなどにおいても、町交通安全協会の皆さんにもご協力をいただきながら、街頭啓発などの取組を実施してまいります。

２点目の青切符交付に伴う反則金への対応の指導など、住民に対する周知方法の必要性についてお答えをいたします。

本年４月１日、近年増加する自転車事故への実効性のある対策として、法改正を経て、自動車と同様に自転車の軽微な違反にも反則金を課す交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入されました。対象は16歳以上の自転車運転者で、信号無視、一時不停止、携帯電話使用、ながら運転ですが、二人乗り、あと無灯火などの違反行為が該当します。

反則金についても、違反行為に応じて3,000円から１万2,000円が設定されており、交付された納付書で金融機関等で反則金を納めれば、刑事責任は問われず、前科もつかないものです。ただし、これを無視・拒否すると、刑事手続、赤切符に移行し、検察庁送致や起訴の可能性も出てまいります。

先ほどの生活道路の法定速度引下げと同様に、多くの町民の皆さんの生活に直結する法改正になります。町報おぶせへの記事掲載、警察庁や都道府県警察が作成している公式リーフレットの配布、公式ホームページ、ＬＩＮＥでの配信、同報無線での放送などを実施し、町民の皆さんが正しい交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用できるよう呼びかけてまいります。

また、年４回開催される交通安全運動期間中を中心に、パンフレットの配布などの街頭での啓発活動についても実施してまいります。

３点目の小・中学生の自転車利用に伴う学校教育での交通ルールやマナーの指導状況についてお答えをいたします。

教育委員会では毎年、須坂警察署の方に講師をお願いし、栗ガ丘小学校と小布施中学校の全児童・生徒を対象とした交通安全教室を実施しており、正しい交通ルールやマナーについて知識を深めています。

小学校では、町交通安全協会の方にもご協力いただき、１年生から４年生を対象とした実技指導を実施しています。この実技指導に関しては、子供たちが実際の道路をイメージできるようグラウンドにコースをつくり、実践的な技術を正しく習得させることを目指していま

す。

今年度は４月14日に、３年生から４年生を対象とした自転車を利用しながらの講習を行い、４月16日には、１年生から２年生を対象とした横断歩道などの渡り方などを確認しながら、講習を実施しました。子供たちの安全・安心を守るために必要な知識や技能を習得する貴重な機会と認識しておりますので、関係機関の協力をいただきながら、継続して実施をしてまいります。

４点目の町における自転車事故の発生状況についてお答えいたします。

須坂警察署交通課による令和８年５月現在の小布施町での発生状況については、これは令和７年１月１日から12月31日までになりますが、令和７年は、人身事故が３件、物損事故が６件となっております。令和８年、こちらは令和８年１月１日から４月30日までになりますが、令和８年は、人身事故はゼロ件、なしです。あと、物損事故が２件となっております。

５点目の自転車損害賠償保険の義務化やヘルメット着用の努力義務化について、どのような周知や指導をしてきたかについてお答えをいたします。

令和元年10月１日に、長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例が制定され、県内で自転車を利用する全ての人、未成年の場合は保護者になりますが、自転車損害賠償保険などへの加入が義務化されています。

また、ヘルメット着用についても、道路交通法の改正により、令和５年４月１日から、自転車に乗る全ての年代でヘルメットの着用が努力義務となっております。罰則や反則金はありませんが、万が一の事故の際に命を守るため、そして損害賠償時の過失割合に影響する可能性があるため、着用が推奨されているところです。

これらの自転車損害賠償保険の義務化やヘルメット着用の努力義務化については、年４回開催される交通安全運動期間中を中心に、街頭啓発などを実施していますが、町民の皆さんの安全・安心に関する大切な部分でありますので、定期的に町報おぶせへの記事掲載のほか、公式ホームページ、ＬＩＮＥの配信、同報無線での放送などを定期的に行い、さらなる周知を図ってまいります。

また、職員にも、通勤や私用で自転車を運転する際には、ヘルメットを着用するよう呼びかけてまいります。

以上になります。

○議長（小西和実君）　関　悦子議員。

○１３番（関　悦子君）　ご答弁いただきまして、２点ほど質問をしたいかというふうに思い

ます。

まず最初に、今回の法改正によって、青切符交付というようなことが自転車に行われるわけですけれども、この改正が何と100項目もあるというようなことをお聞きしまして、自転車に乗る人たちがいろいろと怖がっていて、乗るのをちょっと怖がっているというようなことをお聞きする中で、交通課の方からご指導をいただけるような、町として開催するような機会を設けるということはできないかという点、それからもう一つは、私ごとですけれども、孫が今年から高校に通い始めまして、何と自転車で行くんですね。やっぱり毎日見ていると、はらはらして心配して、ヘルメットもかぶらないという状況になって、僕だけじゃないよなんて言うんですけれども、やっぱり小学校、中学校での指導というのがいかに大事かなというふうに私はすごく思うんですね。

今までの指導と同じようなことをしていたら困るなと。なお一層の指導に力を入れて、子供たちに、自転車で事故が起きて動けなくなるんだというぐらいの怖さというものは、私は病院におりましたので、随分たくさん見てきましたので、そういう点をしっかり指導していただけるようなことをお願いできないかというふうに思います。

この２点についてお尋ねいたします。

○議長（小西和実君）　須山総務課長。

○総務課長（須山和幸君）　それでは、関議員の再質問にお答えをいたします。

そういった交通課の指導ということで、今、高校につきましては、須坂署の管内になりますけれども、特に今年につきましては、信州グッドチャリダーモデル校として、今、須坂創成高校が指定をされております。こちらについては、警察のほうで、今おっしゃったようなヘルメットの着用ですとか、16歳以上は青切符になるという反則行為の点等を説明させて、創成高校の高校生にそういった周知を図っているということはお聞きしております。

ただ、今言ったように、中野ですとか、いろいろ町外、中野も含めてですが、自転車で通っている方もいらっしゃいますので、どこまで高校生についてはできるか、また検討が必要かなと思いますけれども、中学生については、これから徐々に高校へ上がっていくわけですので、その段階で、須坂警察署の方を講師としてお招きして、今こういったことになりましたということの周知はできるかなと、現時点では思っておりますが、これもまた教育委員会とも相談させていただいて、一層のそういった周知に努めていきたいと思っております。

以上になります。

ちょっと補足になりますが、今、中学生と高校生のお話しだけさせていただきましたが、

一般の方も、多分知らない方も多いと思いますので、そういった方も含めて、その中で中学生、高校生も入ってもらってもいいかと思っていますけれども、そういった講習会についても今後、できればやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君）　関　悦子議員。

○１３番（関　悦子君）　私、自転車の様子を見ていますと、日本中の道路が自転車が走れるような状況では全くないなというふうに思います。小布施は特に狭いところが多くて、草がぼうぼうしていて、草のところを子供たちが中野から帰って、一生懸命あの上を上がってくるような姿を見ながら、やっぱりもうちょっと皆さんが配慮しながら、周りを、草ももうちょっとしっかり刈っていただくというようなことを、地域全体で、町全体でそういうふうな機運になると、町もいいなというふうに思っています。

何か要望みたいになっちゃいますけれども、狭い道路の中で自転車が走れるというためには、どういうふうなことをしたらいいかという工夫を、もっと町全体で考えてもらいたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君）　須山総務課長。

○総務課長（須山和幸君）　確かに道によっては、草が飛び出ていたり、歩くときもそうですけれども、ちょっと支障になってしまうというようなところもありますので、またそういった箇所がないように、同報無線等で切ってもらうような形で、ここもまた周知してまいりたいと思います。

○議長（小西和実君）　関　悦子議員。

○１３番（関　悦子君）　それでは、２つ目の質問に入ります。

ふるさと納税の現状についてお伺いをいたします。

多くの人々は、地方で生まれ、そのふるさとで教育を受け、成長し、進学や就職のために都会へ行き、その地で納税をします。結果、都会は税収を得ますが、育てられた地方の市町村に税収は入りません。地方では若者が減り、高齢化が進み、税収が減る、これでは地方は立ち行くわけがありません。

ふるさとを離れ、今は都会に住んでいるが、強制はできないにしろ、何らかの形で生まれ育ったふるさとを応援して、少しでも納税できる制度が必要ではないだろうかと、そんな議論から、生まれ育ったふるさとに納税できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選択できる制度として、2008年に創設されたのがふるさと納税制度です。

総務省の最新の全国の調査によりますと、申込数と寄附額は年々増加をし、５年連続、右

肩上がりの急激な伸び率で推移をしています。受入れ件数約5,879万件、受入額約１兆2,723億円と、５年前の状況と比較すると、何と約５倍という急激な伸び率を表しています。

しかしながら、総務省は2025年６月に、２か所の自治体に対して、ふるさと納税の指定団体からの取消しを発表し、大変世間に大きな衝撃を与えました。このような寄附競争に伴う返礼品の産地偽装や、高額な返礼品による基準違反といった信頼に関わるトラブルが相次いでいるところであります。また、寄附の獲得競争に伴う事務的な不備や大都市圏の税収流出による行政サービスの影響も、問題点として指摘されているところではあります。

そこで伺います。

１つ目、小布施町の令和６年度決算におけるふるさと納税額は約７億5,000万円、７年度も同額程度と思われます。これはちょっと私は分かりませんので、７年度はそろそろ決まったと思います。そして、令和８年度の予算額においては、何と８億5,000万円と見積もられていますが、その増額を見込んだ要因についてお聞きいたします。

２つ目、国は本年10月にも、ふるさと納税の返礼品の地場商品基準の厳格化を図るとして、それによる、ある長野県の、これは塩尻市だったと思います、塩尻市の百瀬市長さんによりますと、２億円の減額で予算をお立てになったというふうに聞いております。

このように、厳格化を図ることによっての減額を見込んでいる市があるという中で、我が町は１億円近い増額を見込んでいるわけですけれども、影響がないのか心配で、お聞きをいたします。

次に、ふるさと納税の返礼品決定は、どのような手順で決定されているのかをお聞きします。

町民からの要望を取り入れての返礼品の決定はあるのかお聞きします。

次に、小布施町民の他自治体への寄附による住民税の影響についてはいかがか、どの程度の減収であるのか、その状況についてお聞きをいたします。

次に、返礼品に対するクレーム、苦情等の発生の状況と対応について伺います。

最後に、当町のふるさと納税の現状については、どのように分析をしているのか。また、今後の取組については、どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（小西和実君）　宮川企画財政課長。

〔企画財政課長　宮川伸幸君登壇〕

○企画財政課長（宮川伸幸君）　それでは、関　悦子議員のふるさと納税の現状はについて、６項目ご質問いただいております。順次お答え申し上げます。

まず１点目、令和８年度予算について、ふるさと納税寄附金の増額を見込んだ要因につきましてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ふるさと納税寄附額につきましては、前年度比約13％増の８億5,000万1,000円を見込んでおります。

まず、当町の例年の寄附傾向を見ますと、寄附申込件数が約５万6,000件、リピート率も約67％と、非常に高い水準で推移しております。これに基づき、トレンドに左右されず、比較的安定した寄附額を見込んでおるという特性があると分析しております。また、議員ご指摘のとおり、全国的にふるさと納税市場が引き続き拡大傾向にあることも、要因として見込んでおります。

あわせて、本年度より返礼品構成や運営体制の見直しを進め、特に駆け込み需要期に向けました広告、販売促進対象商品の整理、ポータルサイトの商品ページの改善、返礼品のラインナップの強化を図っているところでございます。

ふるさと納税の返礼品として確保しています地場産品の在庫状況などを考慮いたしましても、小布施町のふるさと納税額は、まだまだ伸び代がある状況でございます。これらの取組を積極的に進めていくことで、件数維持に加えて、寄附単価向上による増額を図ってまいります。

２点目、返礼品の地場産品基準の厳正化・厳格化につきましては、議員ご指摘のとおり、国において本年10月から、地場産品基準の運用厳格化が予定されております。

今回の見直しでは、特に地場産品基準第３号、これは小布施町の区域内におきまして、返礼品等の製造・加工その他の工程のうち、主要な部門を行うことにより相応の付加価値が生じているものを申し上げますが、これにおいて、区域内で生じている付加価値が過半を超えていることを原則として、金額ベースで明確に説明・開示できることが求められております。

また、返礼品提供事業者が原材料や加工品などについて、区域内・区域外の内訳を適正に整理し、自治体へ報告することも求められることとなっております。

本町におきましては、主力返礼品である農作物は小布施町産を基本としておりますため、現時点では見直しの影響は限定的であると考えておりますが、制度改正への適切な対応は重要であると認識しております。そのため、現在、地場産品基準第３号、対象品の整理を進めるとともに、事業者様への原材料費や加工品等の正確な報告をお願いしながら、制度適正化の確認を進めております。

今後につきましても、中間事業者、返礼品提供事業者様と提携し、正確かつ適正な制度運

用に努めてまいります。

３点目、返礼品の決定基準につきましては、まず、ふるさと納税制度における地場産品基準等に適合することが前提となります。その上で、事業者様と返礼品内容、価格、発送方法等について協議を行い、中間事業者と共に連携しながら、商品設計を進めております。その後、国への申請・承認を経て、各ポータルサイトへ掲載する流れとなっております。

また、これまで、町民の皆様からのご提案を直接返礼品化した実績はございませんが、今後につきましては、地域資源を生かしました提案、ご意見等を積極的にお聞きしていきたいと考えております。

小布施町には、農産物だけでなく、文化、観光、体験、ものづくりなど、まだ十分に発信し切れていない魅力も多くあると考えております。町民の皆様からも、こんなものが小布施らしいのではないかといったご提案をぜひいただきたいと考えております。

なお、返礼品化につきましては、制度上、適正基準が前提となります。その範囲内で、中間事業者様と連携しながら検討を進めてまいります。

４点目、小布施町民のふるさと納税の寄附による町民税減収状況でございます。過去５年間の状況についてお答えいたします。

令和４年度が寄附人数296人、町民税減収額978万円、令和５年度が寄附人数416人、町民税減収額1,483万4,000円、令和６年度、寄附人数497人、町民税減収額1,709万3,000円、令和７年度、寄附人数587人、町民税減収額1,938万2,000円、令和８年度につきましては、見込みとなりますが、寄附人数625名、町民税減収額2,303万7,000円となっております。寄附人数、町民税減収額ともに増加傾向にある状況でございます。

５点目、返礼品のクレーム、苦情等の発生状況でございます。

令和７年度の苦情対応件数は150件で、寄附件数約５万6,000件に対する苦情率は約0.27％となっております。また、そのうち、約87％が青果物、特に果物関係となっており、発送時期である秋季に集中する傾向がございます。

青果物につきましては、品質変化が起こりやすい特性があるため、到着後２日以内に画像付でご連絡をいただく運用となっております。その後、中間事業者を通じまして、事業者様と状況確認を行い、事業者起因の場合は代品の発送、発送事故の場合は運送会社対応とするなど、原因に応じた対応を取っております。

また、今後につきましては、寄附者対応の品質向上と統一化を図るため、事業者様への対応ルールの共有や運用整理を進めてまいります。年間を通じた苦情率といたしましては低い

水準ではありますが、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

６点目、現状の分析と今後の取組につきましては、本町のふるさと納税は申込件数が非常に多く、またリピート率も高いことから、小布施ブランドに対する継続的な支持をいただいているものと分析しております。特に、ブドウ、リンゴ、桃、栗など主力返礼品が明確であること、生産者の顔が見える返礼品が多いこと、小布施という地域ブランドの認知が強いことが、本町の強みであると考えております。

一方で、課題としては、件数に対して平均寄附単価が低いこと、返礼品について高付加価値化が十分でないこと、また宿泊・体験型返礼品など、小布施らしい体験価値商品の充実が必要であると考えております。そのため、今後につきましては、件数維持だけでなく、単価向上、定期便化、小布施らしい体験価値強化を重点方針として進めてまいります。

具体的には、5,000円から１万円帯の入口商品を維持しながら、ブドウなどの定期便化の充実、栗ギフトや食べ比べ商品の強化、定期便化によるリピート性の向上などを図ってまいります。

また、イベント、観光、関係人口施策とも連動した体験型返礼品の造成を進めるとともに、発送体制や広告運用、パンフレット管理など、運営体制全体の見直しも進めてまいります。

さらに、企業版ふるさと納税につきましても、今後力を入れていきたいと考えております。企業版ふるさと納税は、通常のふるさと納税と異なり、企業が地方創生に資する事業へ寄附を行う制度であり、企業にとっては、税制優遇を受けながら地域貢献ができる制度となっております。

今後は、企業に対して分かりやすい事業テーマ整理や情報発信を進めるとともに、企業との関係づくりを強化しながら、企業版ふるさと納税についても積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君）　13番、関　悦子議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後１時の予定です。

再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　１時００分

○議長（小西和実君）　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許可いたします。

13番、関　悦子議員。

○１３番（関　悦子君）　それじゃ、再質問をお願いいたします。

いろいろ回答をお聞きする中で、小布施の町が非常にふるさと納税に関するリピーターが多いということ、そして、クレームが非常に少ない、件数的にはありますけれども、１％にも満たないということをお聞きし、まだまだ伸び代があるんだぞというようなご回答をいただく中で、とても安心をしました。

その中で質問をさせていただくんですけれども、１つ目に、６年度、ふるさと納税約７億5,000万円、そして、もし数字がもう既に７年度のが確定しているんであれば、それを教えていただきたいなということと、その数字よりも１億円を、伸び代があるという中で、１億円を見込んだ大きな要因というのは、農産物であるのか、その点についてと、それから……まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（小西和実君）　宮川企画財政課長。

○企画財政課長（宮川伸幸君）　それでは、再質問にお答えいたします。

令和７年度のふるさと納税決算額、予定でございますが、７億2,570万円を見込んでおります。令和６年度が７億5,000万円ということで、若干減っております。要因といたしましては、ポイントが終了することで駆け込み等あるかと思ったんですが、なかなかそこら辺の出足が悪かったということが、予想として見込んでおります。

先ほど申し上げた令和８年度、要因として増えるところとしまして、やはり農産物、一番小布施町、非常に多いところでございます。寄附のうち約88％を農産物が占めている状況でございます。そういう中で、答弁でも申し上げましたが、まだまだ在庫のほうがあるということで、伸び代が非常にある。そこはやはり、いろいろＰＲすることによって、寄附さえ伸ばしていただければ、寄附する方が増えれば、出せるものは十分にあるというところが一つあります。

ですので、ふるさと納税につきましては、非常に大事な財源でもございますし、もう一つは、やはり小布施のファンを増やすというところで、非常に大事な方策だと思っております

ので、そこはいろいろファンが増えるように、見せ方であったり、ホームページであったり、そういうところで十分ＰＲした中で、基本的には農産物を増やすと。

あと、先ほど来申し上げている宿泊施設、ここでできたところも多くあります。小布施のアクティビティー、農作業であるとか、いろんな体験もあります。そういうところも伸ばしていく中で、そういう寄附を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小西和実君）　関　悦子議員。

○１３番（関　悦子君）　ただいま企画課長のほうからご答弁いただく中で、７億5,000万円から７億2,000万円になったと。そこが、今年度は８億5,000万円の見込みを立てたと。私たち経営をするときには、やっぱり、入るものはなるべく少なく計算するものだというふうに経営で教えてもらった中で、随分大きい数字を掲げたなというふうに、入りを量りて出るのを制するんだという考え方が必要だろうなというふうに、私は予算を聞いたときに思ったんですね。

やっぱり８億5,000万円、伸び代があるんだといっても、小布施の町は農産物で生きている中で、栗一つ取っても、あれだけの栗を焼き、栗製品があり、それから栗を送る。私は、果たして小布施の栗で足りるのかなというのをすごく、小布施で消化するだけでも輸入、多分、私、茨城なんですけれども、笠間のところは相当輸入している中で、そういうものについては、ふるさと納税というものの厳格化というものには該当しないのかということを心配しています。それについて、答えていただければというふうに思います。

○議長（小西和実君）　宮川企画財政課長。

○企画財政課長（宮川伸幸君）　先ほど来申し上げています農産物につきましては、返礼品の約８割を農産物が占めているというところでございます。内訳とすれば、リンゴが35％、ブドウが28％、桃が14％、この３品だけで、農産物の約８割を占めているというところでございます。

栗につきましては、生栗もありますが、栗菓子、モンブラン等ございます。それを含めた中で、寄附総額の約１割を栗に関するもので占めているという状況でございます。

先ほど来申し上げている１億円の増ということでございますが、一番大きな要因といたしましては、やはり今年度につきましては、ある程度そういう、全ての広告の仕方であるとか、返礼品構成であるとか、運営体制を改めるというところが一つ大きくあると思います。

非常にそういうノウハウを持ったところに、今回委託するというところも一つありまして、

昨年度よりもいろいろそういう見ていただく機会というのも、また増えるかと思っていますので、そういうのを含めた中で、今回、１億円増やさせていただいたというところでございます。よろしくお願いします。

○議長（小西和実君）　大宮町長。

○町長（大宮　透君）　補足的に、これは大事なところだと思いますので、少し答弁をさせていただきます。

今、関議員からのご心配はごもっとも、経営的な視点からすると入りを少なく、なるべく安定的に見込んでというのは、おっしゃるとおりだというふうには思いますが、昨年度、先ほど触れていなかった点でいうと、やはりふるさと納税の、あえて出してしまいますけれども、須坂市の偽装問題の関係で、小布施町も実は半年ぐらい、かなりふるさと納税の、出したいんだけれども、なかなか予約が取れないというような状況があった部分があります。

この影響というのは、かなり非常に大きかったというふうに見込んでおりまして、この３年間、令和６年度7.5億円、昨年度7.25億円ということで、減少はしているんですけれども、やはりそういった、かなりポイントに加えて、そういう影響も非常に大きかったと。

今年度に関しては、年度当初から全てそういうのがきれいになった上で、寄附受付であったり予約というものができている状況もありますので、そこは去年とかなり違う状況があるだろうというふうに予想しております。

また、もう一年前倒しをすると、令和５年度、私の記憶が正しければ、8.7億円ほどの歳入があったという状況で、その際にも実は、まだ２億円ぐらいの伸び代があるというふうに見込んでいた状況もあります。

ここ数年、制度改正が非常に毎年あって、かつ全国的にも、自治体間の競争というのが非常に激しくなっていて、やはり今までみたいな形で漫然とやっていると、どうしても寄附金額というのは減ってきてしまうと。一方で、やはりそういう専門的な知見を有したところと、しっかりとプロモーションしていくことが、寄附の増額には不可欠なことであるということで、体制の見直しを図ったところでもございます。

そういう中で、将来的には、やはり10億円という数字をまず目指してやっていこうという、みんなでの目線合わせもしていますので、ある種、意欲的な目標として、こういった金額を歳入として見込ませていただいたというところですので、ぜひこれを実現できるように、一緒に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小西和実君）　関　悦子議員。

○１３番（関　悦子君）　行政の大変なご努力は承知しておりますし、私たちの子供はみんな東京におり、多分皆さんのお子さんもそうだと思います、やっぱり父母がお世話になっている、親戚縁者がお世話になっている、我がふるさとに力を入れて、そういう何かできることならお助けしようというふうに思っている人がすごく多いと思うんですね。

そういう意味では、ぜひ広報なり、小布施の毎月出るあれに、ふるさとを応援してほしいということを訴えて、ふるさとを離れた皆さんに声をかけていただくような方策をすれば、私はすごい増えるんじゃないかというふうに希望をとても持っています。やっぱり自分が生まれ育ったところが有名になって、これだけの町になった、誰もが住んでみたい町第２位になるなんていうのは、どんなにかうれしい気持ちで思っていると思うんですね。

そういう点からしても、助けようと、このまま続いてほしいんだという気持ちを持っている子供たち、外にいる、町外に出た人たちに声をかけるということも、大事なポイントじゃないかなというふうに思いますので、要望を言っちゃいけないんですけれども、そういう方策はいかがですかというふうに、質問のような形で終わらせていただきます。

○議長（小西和実君）　ということで、質問ということで、何かしらお願いできればなんですけれども。

宮川企画財政課長。

○企画財政課長（宮川伸幸君）　ありがとうございます。

関議員おっしゃる、小布施で育って都会に出ていった方等々、多くいらっしゃると思います。そういう方に対していろいろ、ふるさと納税をしてくださいという言い方かどうか分かりませんが、ある程度、小布施町から情報を発信して、そういうお気持ちになるような方策はしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（小西和実君）　大宮町長。

○町長（大宮　透君）　すみません、今のことと若干関係ないんですけれども、この前の発言を少し訂正をさせていただきたいんですが、先ほど昨年の影響というところで、ふるさと納税の産地偽装の関係があったという話があったんですが、我々の町でも４号類型というもので、特に小布施の農家さんが日滝原等で作っていた農産物に関して、やはり適合が、本来の基準からすると、過去はオーケーだったものが駄目になったところを見逃していたという問題でしたので、すみません、私の言い方が、須坂の問題でというような言い方だったんですが、それをきっかけとして、町でも点検をした結果、我々の問題としてそういう問題があっ

て、なかなか９月いっぱいぐらいまで認可が下りなかったと。そういう状況の影響であるということで、少し訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（小西和実君）　以上で、関　悦子議員の質問を終結いたします。

◇　寺　島　弘　樹　君

○議長（小西和実君）　続いて、８番、寺島弘樹議員。

〔８番　寺島弘樹君登壇〕

○８番（寺島弘樹君）　それでは、私、寺島でございますが、通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

まず、鍛え鍛えられつつ、小布施町の各分野における各成果をぜひお願いをしたいというような観点から、質問させていただきます。

新年度、2026年度が始まったわけです。今回、当初予算の中で、新規事業を含めて、今後の予算執行における事業執行、そういったものについては、私も個人的ながら注目しているところであります。

小布施町にあっては、小規模自治体といいますか、予算規模、それから人数的にも、なかなか厳しいものがありますけれども、ここで提案的なことも含めてではありますが、いわゆる助っ人職員、こういった期間限定の人材の受入れについて、ぜひ取り入れていただくことはどうかというような観点からであります。

小布施町もご承知のとおり、いろいろな地域課題がございます。こういった課題解決に向けて、小布施町の職員の知識・知見であったり、視野の拡大であったり、経験値の積み上げ、そういったものにも寄与するんではないかというような視点・観点から、内閣府ですかね、これは2014年に制度スタートしております。制度が開始して、もう既に十数年たっていますかね。

そういう中で、地方創生人材支援制度、こういった制度がございます。これも、ぜひ積極的な活用、これをトライをしてみませんかというような提案でございます。

具体的には、どういった派遣が想定されているかという、内閣府の事務局の想定ではありますけれども、これは幹部職員、例えば市町村の幹部職員であったり、あるいは副市町村長であったり、あるいは専門的な、あるいは高度な知見を有する専門職員として、アドバイザ

ーとして派遣をいただくとか、そんなことを想定しているようです。

そこで、小布施町職員の組織の活性化というような観点では、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、双方に鍛え鍛えられつつ、そういった職員のスキルアップ、あるいは派遣先で、こういった自治体ではこういうこともできるんだみたいな、そういった新たな発見だとか探りもあるんではないかというような形で、鍛え鍛えられつつというようなお題目で質問させていただいているわけです。

具体的には、ここから個々の質問に入りますが、まず食いぶちを探しませんかということですね。さらなる自立に向けた食いぶち、表現は非常に乱暴かもしれませんが、食いぶちの中で、これは全国的な例に漏れず、小布施町、これも年少人口、それから生産年齢人口、これは減少しております。

今日の新聞にもありましたけれども、全国的な中では、出生率が1.14でしたか、数字も報道にありましたが、いずれにしても、小布施町にあっても60歳以上、これが70％以上を占める農業分野、それから、中小といいますか、各企業でも後継者不足というものは、全国的に、そして小布施町もあろうかと思います。

そんな中で、当面、内閣府の事業を活用するのではありますが、国の交付金であったり、県の補助金、交付金だったり、そういったものとはまた別に、先ほど申し上げた自立に向けた食いぶち、そういったものをぜひ探してみませんかということです。

具体的には、まずは起業ですかね、起業支援を軸に地域活性化に取り組む具体策として、今申し上げた人材支援制度、これを当面活用していただくと。派遣期間は２年以内という形にはなっていますが、当面活用することを提案しつつ、小布施町での起業に結びつけてあったり、事業承継、あるいは具体的な成功体験、成功例づくりみたいな、そういったものに結びつけていく。

これはあくまでも仮称ですけれども、大層な言い方をすると、小布施町の未来図を指南するような起業支援室であったり、起業支援係であったり、そういった組織、そういったものを設置して、トライをしてみませんかということです。筆頭は、ぜひ助っ人職員のアドバイザーなり知見を生かしながら進めていくという形で考えています。

さらに申し上げますと、財源に困ったら国、こういった補助金があるじゃないかと、あるいは、この財源があるからこの事業をやってみようかというような、交付金事業だとかそういった政策誘導に、消極的とは申しませんけれども、誘導に乗ることなく、自前の事業を立ち上げていく、そんなことをぜひ進めてみたらいかがでしょうかということです。

それから、次に、新規事業で立ち上げていただいた大人の地域留学事業、非常にトレンドの中にあるような事業かと思いますし、非常にキャッチ―な事業かと思っておりますが、大人の地域留学事業の敷衍事業としても、ぜひ定住促進のみならず、これからの研修や交流プログラム、そういったものを履修されて、この５年間の中で70名ですかね、累計70名の卒業者という形で想定をされていらっしゃいます。

小布施町における地域課題の解決であったりその提案、あるいは事業を伴走していただく協力者であったり、事業を深めていただく事業深化、そういったことを大いに、こういった卒業生も含めて期待をしていくわけですが、その方向性についてのご所見を伺いたいと思います。

それから、新しい仕組みづくりとしてですけれども、先ほど山﨑議員のほうからも、滞在型観光地のお話が言及、質問がございましたけれども、滞在型観光地を目指すことへの見解を伺うということの中で、日本版のＤＭＯと言われていますけれども、こういった登録要件は非常に厳しいという形で承知はしておりますが、小布施町でも滞在型観光、こういったものを視野に入れた、前々回も私、申し上げましたけれども、農業体験型観光であったり、今年は北斎50周年という周年事業でもありますが、北斎に象徴される小布施の歴史あるいは文化風土、そういったものを加味したおもてなし観光といいますか、観光ですかね。

あるいは雁田山、今は非常に熊が心配ですけれども、そういったものをこれから、トレッキングを生かす、あるいは千曲川の観光クルーズ、非常に浅い提案かもしれませんけれども、そういったもろもろの滞在型の企画、そういったものを、こういった企業支援の担当組織、そういったものをぜひリードして実施をしていただく、そんなことはいかがでしょうかということであります。

それから大きく、鍛え鍛えられつつとは、若干範疇はちょっと違うかとは思いますけれども、滞在型というような形の中で、宿泊税の徴収に関する今後の検討はということで、附随的にお伺いをいたします。

各種報道をはじめ、ご案内されておりますように、この６月１日から、県内で宿泊税の徴収が始まっております。報道では、関副知事も街頭に立って案内をされている、そんなニュースもありましたけれども、小布施町にあっては、こういった県からの交付金も当初予算には計上されておりますけれども、今後よりよい使い方、使途をぜひ考えていただき、広域的な観光連携も含めて活用しながら、成果を期待するものであります。

そこで、小布施町においては、県内では５市町村が独自の条例を持ちながら、こういった

宿泊税を徴収しておりますが、独自の宿泊税の徴収について、現在そして今後、どのような見解をお持ちなのか伺います。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

〔産業振興課長　宮﨑貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　それでは、寺島議員のご質問に順次お答えをしたいと思います。

まず、１項目め、１つ目の小布施の未来図を指南する企業支援室、こういった組織の設置についての見解はというご質問ですが、小規模な自治体であります当小布施町におきましては、多様化・複雑化する地域の課題を解決して、各種重点プロジェクトを力強く推進していくためには、議員のご指摘のとおり、外部の多様な知見や経験をお持ちの専門人材の方の力が大変有効であるという認識をしております。

国が推進する地方創生人材支援制度などを活用し、国家公務員や民間企業から専門人材を受け入れることは、特定の事業の推進力となるだけではなく、当町のプロパーの職員にとってもとても大きな刺激となり、スキルアップや組織全体の活性化にもつながるものと考えます。

現在町では、議員ご提案の地方創生人材支援制度とは異なりますが、財源が交付税で補填される制度なんですけれども、地域活性化企業人、こういった制度を活用しまして、民間企業からの出向による職員２名を産業振興課に配置しまして、小布施町“町全体”活性化協議会の事務局などを担っていただくことで、農商工連携や新たな観光戦略、人材の確保・育成などの各種取組を推進しているところです。

ご質問にありました小布施町の未来図を指南する企業支援室の機能についてですけれども、少し、もしかしたら寺島議員のイメージとはずれるのかもしれませんが、この“町全体”活性化協議会でも、ある程度担っていけるのではないかなというふうに考えているところです。

民間から迎えました、いわゆる助っ人職員がまとめ役となりまして、町内の事業者や関係機関と連携しながら、地域の社会課題の解決に取り組んでいけるように進めてまいりたいと思います。

一つ飛ばさせていただきまして、３点目の滞在型企画を、企業支援室が司令塔となり実施していくことへの考えはについてでございますが、山﨑博雄議員のご質問にもありましたが、町内では宿泊機能を有した施設が、民間の皆さんのお力によりまして少しずつ増えてきておりまして、滞在型観光の推進に向けた基盤が強化されつつあります。

このような中、議員ご提案の自然や農業、文化など、小布施の豊かな資源を肌で感じられる体験型のプログラムの構築は、滞在型観光を支える魅力的なコンテンツとして、大いに期待されるものであります。

雁田山のトレッキングや農村ウオークなどについては、外国から訪れるインバウンド需要も高いですし、本年８月には、千曲川に小布施カヌーポート、これが完成する予定ですので、千曲川を活用したアクティビティーもより行いやすくなるものと思います。

これら体験型のプログラムの実施に当たりましては、企画運営を行うプレーヤーの存在が大変重要です。今後、“町全体”活性化協議会においても、これら体験型プログラムについても議論を深めまして、具体的な仕組みや担い手などについて検討していきたいというふうに考えています。

大きな項目２点目の宿泊税の徴収に関する今後の検討はとのご質問ですが、宿泊税につきましては、観光インフラの整備、あるいは持続可能な観光地づくりを進める上で、そのための独自の安定財源として、全国的にも県内においても導入や検討が進められている重要なテーマであると考えています。

新税の導入に当たっては、町内の宿泊事業者をはじめとする観光関係者や町民の皆さんの十分なご理解とご協力を得ることはもちろんですが、期待される税収やその使途、課税に係る事務負担などといった費用対効果についても、十分考慮しなければいけないというふうに考えています。

現時点では、直ちに宿泊税の導入を検討する予定はありませんけれども、今後、県内外の先行事例の動向や町内の宿泊数の推移を注視するとともに、先ほど申し上げました課題なども整理する中で研究を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（小西和実君）　宮川企画財政課長。

〔企画財政課長　宮川伸幸君登壇〕

○企画財政課長（宮川伸幸君）　それでは、私のほうから、２点目の大人の地域留学事業の方向性に関する所見はについてお答えいたします。

大人の小布施留学につきましては、単なる一時的な滞在型プログラムではなく、小布施町の地域課題や地域資源に主体的に関わる人材と継続的な関係づくりを目的としております。そのため、プログラム終了後におきましては、留学参加者が小布施町との関わりを持ち続け、地域課題の解決に向けた提案や新たな事業創出への参画、さらには専門的知見を生かした伴

走支援など、多様な形で関与いただける関係性を構築していきたいと考えております。

また、本事業では、留学生が小布施町での暮らしや地域の人々との対話を通じて、自らのよく生きるとは何かを問い直す機会になることも、大きな価値になると考えております。

都市部での効率性や利便性だけでは得られない人と人とのつながりや地域との関係性、自然や文化に触れる体験などを通じて自らの価値観や生き方を見直すことが、小布施町への深い共感や愛着につながり、その後も継続的に地域と関わりたいという思いを育んでいくものと期待しております。

本事業を通じて生まれるつながりを一過性のものとせず、留学卒業生同士や地域事業者、行政とのネットワーク形成を図りながら、小布施町の応援団あるいは共創パートナーとして、継続的に関わっていただける仕組みづくりを考えて進めてまいります。

また、地域課題の解決や新規事業の創出に当たりましては、行政だけで完結するものではなく、民間事業者や地域住民、さらには留学卒業生の多様な視点や経験を取り入れることで、新しい価値や地域の可能性につなげていけるものと期待しております。

以上です。

○議長（小西和実君）　寺島弘樹議員。

○８番（寺島弘樹君）　それでは、再質問をお願いしたいと思います。

まず、企画財政課長に話が及ぶんですけれども、これは当初の新規事業でありますので、これからという形で考えておりますが、大人の地域留学事業については、今答弁をいただきましたけれども、ぜひ多様な形で実施をしていただくことを期待しながら、引き続き注目してまいりたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そこで、産業振興課長に２点ほど、再質問をさせていただきたいと思います。

今答弁をいただいた“町全体”活性化協議会、これもなかなか、実績としてはこれからかと承知をしておりますが、民間企業からの出向による、産業振興課内に配置をされていらっしゃるというようなお答えもありましたが、これから私が２点ほど、懸念というか、質問を申し上げますが、そういったことについては可能なのかどうか、お答えいただければと思います。

まず、私がイメージをさせていただいた地方創生の人材、この辺のものについては、非常に専門特化した民間の方からのアドバイザーであったり、知見であったり、その辺をぜひ、また事業化をしていくみたいな、そんな高度専門家職員をイメージしておりました。ないしは、国から来る形の中で、全国的にこれこれの成功例があるので、ぜひ小布施町でもという

ような形の中で、そういった知見を取り入れることができるのかみたいな、そういった人材を、非常に大所高所みたいな話でいけないんですけれども、そういった形の活躍ができる方をぜひお願いできないかなということですね。

そこで、２点なんですが、例えばデジタル専門人材、これは最新の技術の知見をお持ちの方ですね。今、生成ＡＩだとかＳＮＳだとか、そういった利活用についても、いろいろありますけれども、こういった生成ＡＩも町行政の中でしっかり取り入れて、活用していくことが非常に大事かなと思っております。

ぜひそういった観点から、小布施町の実情、行政に合った技術活動の判断だとか技術的助言、そういったものが、町活性化協議会、ここで可能なのかどうか、まず伺いたいと思います。

それから、あともう一つ気になったのは、観光面、それからブランディングの話ですね。先ほど私自身、否定するような、日本型ＤＭＯというのは非常に登録が難しいと申し上げましたが、例えば観光の専門知識であったり経験を生かしながら、町外のＤＭＯ、あるいは観光協会との連携による、例えばインバウンドへの取組であったり、閑散期、小布施町もあるんですが、そういったときに誘客といいますか、来町者をどう増やしていくかというようなことへの取組も、こういった活性化協議会の中で取り組んでいただけるのかどうか。

それから、ちょっと繰り返しになりますけれども、周年事業として北斎50周年という形でありますけれども、今後ともぜひ、こういった継続的な、北斎のみならずではいいんですが、そういった小布施の文化に関するブランディングですよね。そういったものもぜひ磨き上げていく、そういった戦略の策定など、そういったものをこの協議会に期待してよろしいのかどうか、それらについてお伺いをいたします。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　それでは、寺島議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

活性化協議会に関しましては、既に３年ほど前から活動はしておりましたけれども、もともとは農商工連携の具体的な取組を推進する役割を担って、これまで活動してきておりました。

ここで３年計画ということで、少し、もう一度その位置づけをはっきりさせたほうがいいんではないかというようなところで、再度内部的にも、関係者とも協議をさせていただいて、そういった活動は継続しながらになりますが、地域の課題を町内の事業者の方々自ら抽出し

て、それを検討し実践していく、そういったような場にしていきたいという中で、テーマを幾つか掲げたんですね。その中で、今現時点では、今後のこれからの町の観光戦略といったものが一つのテーマ、もう一つは企業人材等の育成・確保、この２つを大きなテーマとしまして、取組をこの春から始めているところでございます。

そういった意味でいきますと、今回、地域活性化企業人でお迎えしている方というのは、これまでに観光でしたり、あるいは地域の活性化などに携わった経験もあるというところで、そういったところの知見はお持ちではいらっしゃるわけなんですが、先ほど議員がおっしゃったようなデジタルに関する様々な知見というものは、必ずしもお持ちではないかと思いますので、現段階では、今申し上げたこの２つのテーマについて深掘りをして、解決につなげていくというのが優先かなと思っております。

ただし今後、これは活性化協議会に限らないかもしれませんが、様々な課題解決の一つの手法として、先ほどご提案の制度ですとか、あるいはそういった、本当に特化した専門人材の活用というものが有効であるというふうに考えられる場合には、そういったものの検討も進めていくような形になるかと思いますが、現時点では活性化協議会のほうでは、先ほど申し上げた２つのテーマで、当面進めてまいりたいというふうに考えているところです。

あと、地域文化のブランディングあるいは継続ということのお話でございますが、今年は先ほどご紹介いただいたとおり、北斎50周年、北斎の町と提唱し始めてから50周年ということで、様々な取組を連続的に行わせていただいているわけなんですが、これにつきましては対外的な発信ももちろんですけれども、一つは、町内の方々に再度、地域の文化にもう一度着目をしていただきたい、考えていただきたいという目的もあって、こんな流れをさせていただいているところでございます。

一旦は、今年１年は、北斎というものを一つの軸にしてやっていきたいと思っておりますけれども、当然ながら、今後の観光の様々な戦略を考える上では、ほかの、もっといろんな文化とか素材もありますので、こういったものをどう磨き上げていくかということは、先ほどの活性化協議会の中でも当然、議論の対象になってくるのかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○８番（寺島弘樹君）　以上で私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小西和実君）　以上で、寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇　小　渕　　晃　君

○議長（小西和実君）　続いて、12番、小渕　晃議員。

〔１２番　小渕　晃君登壇〕

○１２番（小渕　晃君）　通告に従いまして、２項目にわたり質問をさせていただきます。

まず、第１項目めとしましては、４月１日付で小布施町の副町長にご就任いただいた坪井副町長にお伺いいたします。

坪井副町長におかれては、副町長に就任され、はや２か月を過ぎました。町民の皆さん及び役場の職員の皆さんからは、いつも笑顔で対応されておられるということで、大変好評であります。特に役場の職員の皆さんからは、県の長野地域局長を務められていただけに、地方行政及び小布施町のことに対しては非常に精通されておられる、よって信頼ができるとの評価の声もいただいております。

私は、県下で一番若い、なおかつ優秀である町長の補佐役としては、日本中探しても、これだけ適任者はいないんではないかと、そんなふうに思っておるところであります。それゆえに、よそへ行く道もあったと思いますが、あえて小布施町の副町長にご就任いただき、本当に私個人は感謝をしているところであります。

略歴を拝見すれば、昭和63年に上級職で長野県に採用され、以来36年間の奉職の間、農政、議会、教育、林務の各部門でご活躍をされ、加えて、最後は長野地域振興局長という要職を立派に務められてこられた方であります。今までの行政経験と手腕・力量を小布施のために大いに発揮いただけることを、１人の町民として大変ありがたく、今後の活躍に大いに期待しているところであります。

そこでお伺いいたします。

県の長野地域振興局長の立場で小布施町をご指導いただいた当時は、外から小布施町を見ていただいたと思いますが、現在は副町長にご就任をされました。実際、副町長になって、この壇に就かれたときからの印象をどのようにお持ちだか、お伺いしたいのが１点であります。それと、副町長としての抱負も併せてお伺いしたいと思います。

続いて、小布施町は先人の皆さんのご努力で、栗と北斎と花の町として、強いブランド力を持った町になりました。他の市町村からも注目をいただいております。しかし、小布施町の中には、多くの課題を抱えておることも事実であります。副町長の立場で、特にお気づき

の課題についてご指摘をいただきたいと思います。

以上。

○議長（小西和実君）　坪井副町長。

〔副町長　坪井俊文君登壇〕

○副町長（坪井俊文君）　小渕議員には、大変身に余るご質問をいただき、身の引き締まる思いでございます。順次ご質問にお答えいたします。

最初に、長野地域振興局長時代及び現在における小布施町の印象でございますけれども、私は局長時代、長野地域は県の政治・経済・文化の中核であり、長野地域の発展なくして長野県の発展はないとの思いを強く持ちまして、９市町村がそれぞれの強みを生かしながら連携を補完し、地域全体として成長できるように取り組んでまいりました。

その中で小布施町は、町民の皆様の主体性、地域資源を磨き上げる力、そして行政はじめ関係機関の企画力・実行力が高い水準で結びついた、県内でもブランド力のある先進的な自治体であると受け止めておりました。

副町長に就任して、現在の印象でございますけれども、様々な行事への出席、地域の皆様との対話の機会をいただく中で、議員はじめ町民の皆様の温かさや、地域をよりよくしたいという思いや活動に触れることが多く、町が持つ地域資源はもとより、人の力の大きさを実感しておるところでございます。

また、役場では、前例のないプロジェクトがめじろ押しの中、職員一人一人が前向きに取り組む姿勢を持っておりまして、この職員の頑張りも大きな強みだと感じているところでございます。

次に、副町長としての抱負でございますけれども、これまでの行政経験や人脈を生かしながら、私のモットーである顔の見える関係づくり、対話と共創を基本姿勢にしまして、次の２点を重視しながら、職務に当たっていきたいと考えております。

１つ目は、小布施町の魅力をさらに高め、未来につなぐことであります。

小布施町のブランドを支えている文化、景観、農産物、観光、人のつながりなどといった多様な魅力をさらに磨き上げ、次世代に誇れるまちづくりを、多くの方々と連携・協力して進めていきたいと思っております。

２つ目は、持続可能な行政運営の推進であります。

限られた職員、財源の中で、多様で複雑な行政課題に対応していくためには、組織の活性化、業務の効率化、人材育成、将来ビジョンに基づいた施策展開が重要と考えております。

議員ご指摘のとおり、町長をしっかり補佐し、明るく楽しく前向きな職場づくりを推進しながら、効果的に施策展開ができるよう、誠心誠意取り組んでいきたいと考えております。

私への最後のご質問、小布施町の課題に関わるご質問でございますけれども、特にということでございますので、一つ申し上げますと、やはり地域コミュニティの維持と、農業をはじめとする地域産業の振興ではないかなというふうに思っております。

これは全国的・全県的な課題でもありますけれども、小布施町でも様々な場面で、厳しい状況をひしひしと感じるところであります。急激な人口減少や少子高齢化の進行、社会構造の変化などにより、地域活動や自治会運営、農業・農村など、これまで小布施町の魅力やブランドを支えてきた仕組みや産業が大きな岐路にあると感じておりまして、多くの皆様と現状と課題、今後の在り方をしっかりと共有して、総合力で対応していくことが重要な課題であると受け止めております。

このほかにも、小布施町には様々な課題があると感じております。町長をはじめ職員各位、議員の皆様、そして町民の皆様と力を合わせ、課題解決に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君）　小渕　晃議員。

○１２番（小渕　晃君）　ただいま抱負を述べていただきました。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

その中で、今いただいた中で、やはり人間の力とか、そういうことを本当に大事にされているなというのを私は感じました。そして、その中で、課題の中で、人口減少等々のお話もございましたが、結局、現在小布施町は、人口はおかげさまで一定の程度を保っているし、小学校の入学生も、ずっと100人近くの規模を確保しています。よそではうんと減っちゃっているところもあるけれども、幸いそういうことはない、それは歴代の皆さんのご尽力だと思うわけでありますが、そういう中で、ただ、小布施町全体はそうだけれども、地区ごとに見たら、かなり差があるわけです。

以前は大きな自治体といったら、大島だろう、押羽だろう、六川だろうという程度だったのが、小さいといっても60軒、70軒あって、その差は大体倍ぐらいの差だったと思います。それが現在はどうかというと、大きいところといったら400人あるいは250人、そういう大きな東町、あるいは六川、松村みたいな大きな所はダーンといっているし、逆に農村部のほうへいったら、当時の70人、80人より減っちゃっているという、こういう非常に落差があるこ

とであります。

これは、国の進めている都市計画の関係かなとも思うわけですが、その辺、県でご活躍した中で、何とか都市計画の、それは農村地帯と住居地帯の混在をしないようにするということで、うんと大事な政策であることは承知していますが、それがきつ過ぎちゃって、どうしても農村集落のほうへは、新しい家も建てられないみたいな形の中で、人口が増えていかない、そういう現状があると思うので、それを、町では今までも努力しているんだけれども、やはりこれは県なり国のほうの関係につながるんだと思うんですが、その点を今までのご経験をぜひ生かして、何とか農村部のほうへも住宅を建てるように。

この法律の原点は、農地と住宅が混在しないことを一番防ぐためにやっているんだから、混在をしないためには、ある地区、農村地区でも１ヘクタールぐらいのところは、そこへ住宅を造ってもらって、新しい住宅ができる、それ以外は造っちゃいけないみたいな、何かそういう方法をぜひ、今までのご経験の英知でやっていただけたらというお願いであります。

それともう一点、ご承知のとおり、県の立場から見ていただければ、須高というのは小さな一つのブロックにすぎませんし、非常に近い関係であります。ほとんどの人が須坂の高校へ行っている、小布施からも行っている、高山からも来ているという、そんなような一つのうんと大きな、大きく見たらコミュニティみたいなものであります。それで、行政のほうでも職員もうんと頑張っている、これをやはりできたら、須高３市町村人事交流みたいな形ができないのかと。

ご存じのように、小学校から中学校までずっと同じ顔ぶれでいっている。そこにはおのずと、新たな競争心も湧かないし、お互いにかばい合うとか、うんと優しいいい部分もあるんだけれども、そういう意味ではなってきていると。

私も勤めていたときは、ある職場では上司と仲悪く、けんかもよくした。それで、３年たったら転勤できるから転勤すればそれでチャラで、また新たなところでリセットができるという。だけれども、小布施でも高山でもそうだけれども、役場の職員になったら、38年間なり37年間、ずっとそこで付き合っていかなきゃいけなくなっちゃうわけで、そのためには、よそへ行くことも大事だし、よその市町村から学ぶことも大事だと思います。

その辺もまた、今までの県的な立場の中で、いろいろご経験されたので、できる範囲で、ぜひ前向きにしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君）　通告にない内容ではあるんですが、ご回答いただければということで。

それでは、坪井副町長、お願いいたします。

○副町長（坪井俊文君）　非常に難しい行政課題ということで、２点いただきました。

私も地域振興局長時代、農業・農村の振興、特に農村部の振興については、重要な課題ということで、各市町村の方々なり各地域の方々からも、そういったお話をいただいておりました。

そういった中で、まず一つは、稼げる農村部をつくろうということで、やっぱり魅力のある産業にしていこうということをまずやっていこうということで取り組んでおりましたので、そういった形で、農村部で農業をやって、ちゃんと稼げるんだと、夢のある産業にするんだというところを、まずやっていきたいなというふうに思っております。

それと、都市計画の関係につきましては、なかなか難しい課題でありまして、国の制度の中の話でありますけれども、各市町村からも、なるべく地域の振興といいますか、農業振興のためのそういった、ある程度の検討もというような話がありましたものですから、また私、これで町役場に来ましたものですから、皆様方と意見交換する中で、またいいアイデアがあり、勉強させていただきながら、また県等に話していこうかなというふうに思っておるところでございます。

あとは、職員の人事交流の関係でございますけれども、私、地域振興局長時代には、少し広域で連携してはどうかという話の中で、特に当時課題になっておりましたのは、社会インフラの維持につきまして、土木職ですとか農政林務職の人材がなかなかいないと、どうやって守っていくんだという話の中で、少し広域連携をしましょうと。それにつきましては、県の本庁の研究会、部会を設けてやっていきますという話になっておりますので、こういったところについては、そういったところの議論をずっと期待しているんですけれども、あと職員の人事交流につきましても、長野の９市町村でつくっております連携中枢都市圏というのがありまして、そこで、どういったものができるかなと、９市町村でどういった形ができるかなということを、今年度検討するようにという形になっておりますものですから、そういったところの議論も見据えながら、小布施町としてどうかということも考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小西和実君）　小渕　晃議員。

○１２番（小渕　晃君）　参考になる答弁いただきましたが、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

これは大宮町長が優秀だけれども、そのことになると、やはり副町長のほうがずっと優秀

だから、これは副町長の双肩にかかっていると期待しておりますので、よろしくお願いします。

引き続き次の……

○議長（小西和実君）　質問でなければ続けていただいてもですし、ご回答、では、すみません、質問ということで。

大宮町長。

○町長（大宮　透君）　私で大丈夫ですか、すみません。

今、小渕議員からのご質問、本当にありがたく聞かせていただいておりました。

私としては、坪井副町長が地域振興局長のときから、ああ、この人すばらしいなというふうに思って、まさかこういうような形で一緒にできるようになるというのは当時は思っていませんでしたので、本当にありがたいというふうに思って、我々の町としても、坪井副町長、副町長になっていただいたので、内側の人間として、一緒になってこの町の活性化、また、広い視点で様々な課題、なかなかやはり、町の中だけにいると分からない課題感みたいなところも広い視点でつないでいただきながら、一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思っております。

一つ付け加えるとすれば、前任の田中前副町長、また前々任の新井副町長も県から来ていただいて、非常に一生懸命やっていただきましたので、そこの流れも踏まえながら、さらに坪井さんのすばらしいところを生かしていただいて、今回はもう戻れませんから、一生懸命やっていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君）　小渕　晃議員。

○１２番（小渕　晃君）　続きまして、第２項目めの質問というよりは提案になりますが、申し上げたいと思います。

「焼き栗」を晩秋の小布施観光に活用をという私の素朴な提案であります。ぜひお聞きいただきたいと思います。

須坂新聞の１月17日発行の栗とワインの相性抜群の見出しで、焼き栗のおいしさに着眼をしたイベントの記事を拝読いたしました。私自身、今までは焼き栗のおいしさに、さほど気がついてはいませんでしたが、２年前より晩秋の焼き栗のおいしさに感銘を受けて、非常に注目をしていたところであります。

冷蔵庫で保存された栗は、でんぷんが糖に変化して甘くなるという、このことは承知はしていましたが、焼き栗のおいしさに新たな栗の魅力を感じました。今までの焼き栗とは違っ

た晩秋の焼き栗のおいしさの魅力であります。

このおいしい焼き栗を、小布施町は栗の町でもあるし、栗によって大きな産業も成り立っているので、新たな小布施の味覚として定着ができるんではないか。そうしたら、これこそすばらしい新たな小布施の魅力になると思います。

特に焼き栗のすばらしいのは、秋の行楽シーズンが終わった頃から非常においしくなるという、そういうことで、小布施町の観光客が減っていく中の晩秋に、今度、おいしい焼き栗を食べに小布施へ行きたいというような、そんなお客さんが増えるんではないかと、そういう期待であります。晩秋の小布施観光の味覚のメインとして、ぜひ活用をと考えたところであります。

それに加えて、焼き栗の活用策としては、無知の私が考えたのは、信州へ来られるお客さんは、主食はといったら多分、信州そばお願いという、そんな雰囲気だと思うわけです、多くのお客さん。それならば、小布施へ来た、そばお願いといったときに、信州そばのデザートに焼き栗が２つぐらい添えてある。信州そばと焼き栗をセットにして、これが小布施のそばですと。戸隠そばもあるでしょう、どこへ行ってもそばはあるけれども、小布施のそばは焼き栗がついて、それで一人前のそばですと、こういうことになればという、まさに夢のような話であります。

そばと栗というのは、やっぱりふるさとの味です。都会の方は小布施へ何を求めるとしたら、やはりふるさとだと思うわけです。昔、山で栗を拾ったことを思い出したり、そういうものが小布施へ来て味わえるという、それが何か旅人の心を安らげると思います。

そして、その方が都会へ帰ったら、いや、小布施へ行ったら北斎館見た、それで、信州そばを頼んだら栗がついてきたと、その栗が甘くてうまくて、すごかったんだよというような、そんな話題の提供になって、だったら次、私も行きましょうかというふうな話に発展することを期待しての案であります。

これはできれば、小布施のそば屋さんへ行ったら、みんな、いらっしゃい、そばですか、はい、じゃ焼き栗ついて、小布施そばでというような話になればいいんですが、それは店の方針もあるので、一概にはできないことは、これ当然であります。だけれども、これを１店舗だけでやったら駄目なので、やっぱりあそこの店も行ったらやっていた、ここの店でもやっていた、全部の店なんかできっこないことは承知だけれども、行ったら何か所かでやっているということが、うんと大事だと思うんです。

これを指導できるのは、行政なり観光協会なり、そういうことで、私が幾ら頼んでも、犬

の遠ぼえよりまだ価値のない訴えであります。ぜひその辺を、行政も含めた中でご検討いただけないかという提案であります。よろしくお願いします。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

〔産業振興課長　宮﨑貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　それでは、小渕　晃議員の「焼き栗」を晩秋の小布施観光に活用をとのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問にありましたとおり、収穫後に一定期間冷蔵保存された栗は、でんぷんが糖に変わって甘味が増し、それを焼き栗にすることで、一層そのおいしさが引き立つと言われます。

秋の行楽シーズンになりますと、町内至るところで焼き栗が売られておりまして、味もさることながら、焼いている雰囲気といいますかパフォーマンスも、非常にいいものだなというふうに考えているところでございます。

そういった町が来訪者の方々でにぎわう時期を過ぎた晩秋から冬の期間において、焼き栗を新たな観光の目玉として活用してはどうかといった議員のご提案は、小布施の観光シーズンを引き延ばすことにもなりますので、年間を通じて安定的な誘客を図る上で、大変有効なことであると考えます。

また、そばのデザートとして焼き栗をセットで提供するというご提案につきましても、信州の代表的な味覚であるそば、それと小布施の特産品である栗とを同時に楽しんでいただける、非常によいアイデアであるというふうに感じているところです。

一方で、議員も指摘いただいておりますように、各飲食店にはそれぞれの経営方針やメニュー展開があると思いますので、町から画一的な対応をお願いするというのは、ちょっと難しいのかなというふうには考えています。

今回のご提案につきましては、飲食店の皆様に提供する情報、情報提供の一つというふうな形で、観光協会などを通じて共有させていただき、またご意見も伺ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

ご質問にありました栗とワインを味わうイベント、これまた、今年もおやりになられるというようなことをお聞きしておりますけれども、このほかにも、冬場に焼き栗に着目をした取組を行いたい、そういったようなお声もお聞きをしております。

焼き栗が議員おっしゃるように、晩秋から冬場にかけて小布施町の味覚として定着して、さらなる地域活性化の一助となるよう、関係の方々と連携しながら、どのような活用が可能か、そういったことにつきまして、引き続き研究をしていきたいというふうに考えておりま

す。

以上です。

○議長（小西和実君）　小渕　晃議員。

○１２番（小渕　晃君）　提案に対してご理解をいただいて、ありがとうございます。

それで、私も栗の産地といえば、まず目に浮かぶのは笠間市ですよね。小布施以外では有名な笠間、あるいは中津川ですよね。それと丹波の篠山ですか、それから人吉ですかね、そういうところだと思うけれども、そこのほう、ちょっといろいろネットか何かで調べたら、焼き栗の「や」の字も出ていない、これはチャンスだと思いました。よそがやって、二番煎じはやりたくない。これは朱雀がそうでしょう。朱雀なんて最初、何だと思った。４つの守り神の名前が栗についちゃっている、それすごいと思うね、そういうのを朱雀という名前にしちゃったんだから。それと同じで、やはりナンバーワンをぜひここで取ると、そういう心意気で。

それで、今課長がおっしゃったように、チラシなり広報なりいろいろやっていただく、それはありがたいです。だけれども、もう一歩踏み出しましょう。

焼き栗は焼き栗の機械も要るし、生産者の関係もあるし、それから提供する店の関係もあるので、何か研究会みたいなものか、何かその会を設けてもらって、そこでもうちょっと、私のこの代案じゃなくて、もっといい案に練り直していただきたいと思うし、ぜひ何かそういうふうにやっていただきたいと思うし、そばだって、これは日本中聞いて、そばどこですかと、町長、多分大宮や、山形生まれだというのをお聞きしているけれども、そばといったら多分、東京でも、信州かなということになると思うんですよね。

生産量は北海道が一番多いから、北海道がそばかも知れないけれど、さもなければ、信州というのは、そばの一番のところであります。そういう意味では、信州へ来たらそばを食べたいという、食べようと思っている人のところへぴゅっとヌって、そこへ薬味を添えて、それが小布施だと、こんな形にぜひ展開したいと思っていただければ、ありがたいと思いますので、その辺、今言ったご苦労かもしれない。やらんで、ああ、それもいいねで終われば一番いいけれども、一苦労お願いできないかという強い思いで、ぜひ課長のほうからも段取りいただき、それをまたぜひ町長のほうで、もしご賛同いただけるようでしたら、そういう方向で進めていただければというのが、私のしつこい提案であります。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　再質問にお答えをいたします。

今、議員からご指摘されて、笠間とか中津川とか、確かに焼き栗のあまりイメージがないなと、改めて私も思ったところなんですけれども、今、非常に熱い思いを語っていただいて、ありがとうございます。

観光協会ですとか商工会はもちろんなんですけれども、たまたま全国の栗園研究会というのがありまして、全国の栗農家の方々が年に１回、国内、場所を変えているんですけれども、集まるような行事があります。

これもたまたまなんですが、来年の２月に、小布施を中心に長野県で開催する予定になっておりまして、今その準備も進めているんですが、そこで、いわゆる町内の栗の農家の方々だったり、栗菓子の業者の方々も一緒に準備をしているようなところも、そういった場もございます。そういったところでも、今のご提案を共有させていただいて、どんな活用できるのかなというようなことも話をさせていただいたりとか、そういった形で、ちょっと研究をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小西和実君）　大宮町長。

○町長（大宮　透君）　すみません、ご指名ですので、お答えをさせていただきたいと思います。

小渕議員からあったご提案、非常にありがたいご提案だと思っておりますし、昨年というか、開催は実際今年だったと思いますが、焼き栗とワインのイベントが、高山村さんとの連携の下でやられているという中で、これは非常にいいアイデアですし、何より私、すばらしいなと思ったのは、イタリアでまさにこういう楽しみ方があると。新しいワインができたときに、ちょうど焼き栗と一緒に食べて、マリアージュを楽しむということが非常に一般的にやられているということを、ある種小布施らしく、しかも広域連携でやるというのは、すごくストーリーとしていいなというふうに感じていますので、こうやって冬場の閑散期、どういうふうに盛り上げていくのかというところは、一つ考えていかなければいけないテーマだと思っています。

それがそばを推していくのか、それとも酒、いわゆる冬場に新酒ができるようなお酒とのことをしていくのかというのは、いろんな検討の余地があるかなと思っていますので、いろいろと議論させていただきながら、また具体的に何ができるかというのは検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○１２番（小渕　晃君）　ありがとうございました。

○議長（小西和実君）　以上で、小渕　晃議員の質問を終結いたします。

◇　小　倉　　繭　君

○議長（小西和実君）　続いて、４番、小倉　繭議員。

〔４番　小倉　繭君登壇〕

○４番（小倉　繭君）　４番、小倉です。一般質問させていただきます。

その前に、通告いたしました質問項目の質問内容、詳細内容の（４）、ちょっとこちらのほうは内容が重いので、もう少し情報を集めて勉強してからということと、一般質問通告書を提出してから、生命力の強い鹿のほうで動きがありましたので、そちらを調べておりましたので、そちらに重点を置きたいと思います。

質問いたします。

１番、小布施町の労働力の担い手の中長期的な考え方或いは方針を。

要旨、趣旨、野村総研、政府人口戦略会議及び元自治体県知事を担った増田寛也氏は、地方消滅や東京消滅論や、各経済報道番組でその考えを述べておられます。ここでは、今目の前にある小布施、北信地方の起きている減少と重ね、町の考えをお聞きします。言葉足らずであれば、お許しいただきたいです。

よく言われることですが、このまま人口が減っちゃって日本はどうなるの、農業、それにつながるものづくり日本、製造はどうなるの、子育て支援を政府が頑張ってくれても、その前に社会の経済の担い手がいなくなっちゃうというようなことをよく聞きます。

増田氏は、人口減少に歯止めがかからない、人口減少は国家の基本構造を変えるくらいの大きな問題であると。しかし、今身近にある現象に対応することで、その減少のカーブを緩めることはできる。そうでないと、30年後に大きなクライシス、大きな減少の結果が生じ、社会構造の問題が増大すると。中長期的な移民対策は取らないが、出稼ぎ労働力は必要であると、それは私も賛成です。米国、ドイツに住み、ドイツのガストル、対立軸のような社会分断問題に、大きなこの移民問題が波及すると、中途半端な移民問題が大きな波及があることを目撃してきたからです。

そのために１、自然減抑制、今申し上げたところ、２、社会減抑制、３、縮小社会適応の三本柱を考えて、施策を打つことができるのではないかと。

この考えには、日本の福祉と教育予算の政府の考え方に警告を発したフランスの歴史人口学者エマニュエル・トッド氏に共通するものがあり、３年前の町の介護保険の住民参加型会議でも、私は発言させていただきました。

身近に戻ります。昨年2026年に報道された、２名のタイ人の元締め、あっせん者による延べ数十人の不法就労がありました。タイ人の不法就労によるＡ市とＢ町の農家のリンゴとブドウ農家の手伝いにも、皆さんの記憶は新しく、それに関連して、町内農家や商工者の現状のニーズを聞き取りした上で、ここで質問させていただきます。

生産人口が全国で1,200万人以上減るので、日本人でない、繁忙期だけでも労働力は埋められないか、違法でない短期労働者、中期労働者です、そちらを視野に置いています。その労働力を供給するために、ＪＡ、商工会、行政が一体で取り組むべきではないでしょうか。

質問内容１、町内の人手不足に対して、短期的な対応策を検討していただいていますか。特に農家は６月から、そして、商工者も秋には担い手が倒れるくらい、通院しながら経済・生産活動を支えています。一度廃業したら、そこで経済がストップしてしまいます。

私は今まで文字で知るだけでしたが、実際に町民から、先祖から継いだ土地を耕作していかないと、この町に生まれた務めが果たせないから、歯を食いしばってもやっていくということを耳にしました。涙がこぼれました。それに対して、何か短期的なものを考えていらっしゃいますか。

２、近隣の留学生が、政府の就労許可の緩和、緩和というのは７日間で28時間働けます。長いお休みの間は日本人と同じ時間働けます。その緩和で、雇用者と在籍する学校との連携で、簡易な諸官庁への届出で就労できるんですから、そのことを町は認識されていますか。私自身、自分の兼業のほうの仕事で、去年の秋から冬にかけて、４人のネパール人を合法的に雇いました。

３、人口減少の中で自治体のサイズが縮小しています。それへの対応として、行政、特に交通に関して、民間任せにせず、近隣自治体として点検して、何か短・中・長期的な対策を考えておられますか。例えば、塩尻市で実施されている一部自動運転のオンデマンド式の移動方式、それを近隣に少しずつ拡大していくことです。また、増え続ける義務教育内の支援学級の充実として、専門性のある機能向上です。

その３つについてお聞きします。

○議長（小西和実君）　確認なんですが、上位３項目についての通告に基づいた質問ということで、一旦受け取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○４番（小倉　繭君）　ちょっと説明をして……

○議長（小西和実君）　また再質問のときにお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

宮﨑産業振興課長。

〔産業振興課長　宮﨑貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　それでは、小倉議員の１項目め、小布施町の労働力の担い手の中長期的な考え方或いは方針をとのご質問に、順次お答えをしたいと思います。

まず、１点目の将来の人手不足に対して、短期的な対応策を検討しているかという点でございますが、議員ご指摘のとおり、高齢化・人口減少に伴う労働力不足は、農商工、各産業の存続を揺るがす大きな課題であると認識しています。繁忙期において、町内の農家や事業所の皆さんが身を削る思いで働かれ、地域経済を支えていただいている現状は、重く受け止めているところです。

これら労働力不足に対する短期的な対応策といたしまして、農業に関しては、農家とお手伝いの方々とをつなぐ縁結びの会、あるいは１日農業バイトの仕組みであります「ｄａｙｗｏｒｋ」などを推進させていただいておりますとともに、今年からは新たに、農福連携、福祉事業所と連携した働き手の確保策ですが、これに係る取組に対する補助制度を設けたりしているところです。

労働力不足に関しましては、先ほど来申し上げているところと重複しますけれども、町内の事業所や農家の皆さんで組織する“町全体”活性化協議会においても、人材の確保育成という観点で喫緊の課題として上げられておりまして、人材育成・確保の観点から、その対応について議論を始めたところです。

２点目の留学生の簡易な届けで就労できるという件でございますけれども、ご質問にありました政府による留学生の就労要件の緩和措置に関してですが、このご質問をいただくまで、現時点では私どもとしては、内容を正確に把握・認識しておらなかったところです。今後、この緩和措置につきまして、しっかりと確認をさせていただきまして、これも重複しますが、活性化協議会などにおいて、その対応を検討してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（小西和実君）　宮川企画財政課長。

〔企画財政課長　宮川伸幸君登壇〕

○企画財政課長（宮川伸幸君）　それでは、私のほうから、３点目の交通について、近隣自治体との連携とのご質問にお答えいたします。

人口減少や少子高齢化が進む中、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しております。利用者の減少に加え、運転手不足や燃料費等の高騰により、従来のように民間事業者のみで公共交通を維持していくことは、今後ますます困難になるものと認識しております。

そのため、町といたしましては、公共交通は単なる移動手段ではなく、住民生活を支える重要な社会基盤であり、医療、福祉、教育、観光、さらには、二地域居住や移住施策とも密接に関わる重要な課題であると捉えております。

まず端的には、交通空白を生じさせないことを第一に、地域の実情に応じた移動手段の確保について検討してまいります。

このたびの補正予算において、国の補助制度を活用し、公共交通に関わる人材と組織の育成事業費を計上しております。そこでは、行政と交通事業者、民間事業者が一体となって、町にとって最適な公共交通の在り方を示す予定でございます。

中長期的な対策としては、住民の生活圏が自治体の枠を超えて広域化している現状を踏まえ、人口減少社会に適応した持続可能な地域構造を俯瞰的に見据えながら、広域的な公共交通ネットワークの在り方について、協議を進めてまいりたいと思います。

この中には、議員おっしゃった塩尻市にあるＡＩデマンド交通であるとか無人運転等も、いろんな方向性を視野に入れながら、検討してまいりたいと考えております。

また、長野地域振興局においても、県の地域公共交通計画に基づき、広域での公共交通への利用転換、通院・通学等に必要な移動の保証などに取り組んでおります。情報を共有し、長野県とも連携して事業を実施してまいります。

以上です。

○議長（小西和実君）　小倉　繭議員。

○４番（小倉　繭君）　再質問いたします。

今、お手伝いということで、縁結びの会、農福連携ということをお聞きしたんですけれども、不勉強で、農家の方からも縁結びの会というのは、あまり聞こえてこなかったので、情報不足だと思うんですけれども、どのように皆さんに周知なさっていて、いつぐらいから始まっているんですか。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　再質問にお答えをいたします。

縁結びの会につきましては、事前に登録をいただいて、お手伝いをしてほしい農家の方と、お手伝いしてもいいよというお手伝いの方と登録いただいて、農家の方々から、この時期にこんな手が欲しいというようなお話があったときに、おつなぎをするような仕組みです。

ちょっと始期まで、今手元で、いつから始まったというのは持ち合わせていないんですけれども、しばらくやっておる事業ではあるんですけれども、ただ、そういったご指摘もあるのかなと思うんですが、十分な周知という面でいきますと、なかなかご存じでない方がいらっしゃったりとか、あるいは、登録数自体はあまり多くないものですから、どうしても農家の方々の作業というのは時期がかち合うものですから、その時期に欲しいという需要とのマッチングが、なかなかうまくいかないという事実が現実がありまして、今そこの部分は苦労しているところでございますけれども、様々な広報手段などを使って、また周知はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西和実君）　小倉　繭議員。

○４番（小倉　繭君）　すみません、縁結びの会の件は、しばらくとおっしゃって、どのくらい前か分からないので、後でお聞きしますけれども、ご承知かどうか、ちょっと質問しますけれども、春に専門学校、日本での留学生、終わった留学生が、ある程度の勉強が終わった留学生の就労ビザに関して、飲食のほうは目いっぱい枠を使っちゃったので、だから枠は、そこに留学生の枠は出ないという政府の移民のほうの方針が立てられました。

それで、日本語と言語の体系とか、もともとそういうものがある留学生ですと、割合入りやすいということもあるんですけれども、政変などで義務教育なんかがあまり徹底していないところの留学生もかなり来ております。それで、文字の体系が、サンスクリットみたいな言葉で、なかなか日本語がうまくならないので、２年・４年の日本語学校を卒業しても、なかなか語学の壁があって、仕事が見つからないという国の留学生もたくさんおられる、そのことをご存じでしたかということと、そういう人たちは縁結びの会に登録できるんですかね。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　ただいまの就労ビザあるいは留学生の件に関してですが、制度が変わったみたいなところに関しましては、十分に認識はしておりませんでしたので、改めて確認はさせていただきたいと思っております。

後段でありました言語の問題というのは、非常に大きなことだと思っておりまして、やはり実際に、特に農家の方々なども、お手伝いをお願いするに当たっても、やはり細かい説明

をするに当たっては、なかなか直接コミュニケーションが取れないとなると、難しいなというようなことはご意見をお聞きしておりますので、そういった課題はあるのではないかなというふうには考えております。

あと、縁結びの関係でございますけれども、そういった方というのは、外国の方を指していらっしゃるのかもしれないんですけれども、今までそういった事例がなかったものですから、あまり検討してまいっておりませんけれども、今後の検討材料として研究をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君）　小倉　繭議員。

○４番（小倉　繭君）　質問項目２番、有害鳥獣への町としての対策は。

この件に関して、この二、三日の間に、ちょっと補足をしますが、こっちを先に読みます。

５月20日、千曲川河川敷農地でニホンジカがわなにかかり、駆除され、これは３匹目です。２匹目は、わなから逃げてしまいました。大きな畳１畳大の雄鹿と聞いていますが、雄を捕っても個体数は減らない。県の調査では、雄１頭でニホンジカ集落は、雌10頭から15頭とのことです。もしこれが正確な情報であるならば、この７月から20頭に増えることになります。

今、５月、６月が出産時期ですから、７月ぐらいから動き出します。鹿は１年で受胎可能になるほど生命力が強く、来年は被害が今の２倍になるんではないでしょうか。

小布施ブランドを担う栗、果物への被害の対策をお聞きしたいと思います。

今から申し上げることは一般的なことで、それを小布施の町に当てはめて主張するものではありません。2015年の冬ぐらいから鹿の害があり、それから2025年１月に、質問、何で後手になってしまったのかとお聞きしたら、駆除を担う猟友会との調整に手間取りましたということです。それで、一応それがクリアになったんではないかと思って、その矢先に大きな雌鹿が捕まって、みんなで喜んでおりました。

しかしながら、これが、今起きているような状態というのは、恐らく行政学の学者は次のように言うと思います。制度疲労、農業生産の持続可能性の危機、行政執行能力の低下・劣化、結果として高齢化と合わさり、地域ブランドの経済的基盤が崩れる。行政は実質的に機能不全、駆除において。町の基盤産業を守れない。しかし、ここは小布施なので、もっといい解決方法があるかもしれません。

くくりわなの見回りを免許のない農業者にさせるというふうに、先週の週末に伺いました。それで、有害鳥獣の捕獲を県から許可を、権限移譲されている町が許可条件の違反の黙認をしている。事故発生時の行政負担、見回り義務は許可を受けた者に課される法的義務である

ということは、県の振興局のほうにも確認しました。

それにおいて、１匹目の雌鹿が捕まったときの様子をお聞きしましたら、農業者、自分の土地にわなをかけてもらった農業者は、毎日遠くから見に行って、見回りはしていたと。そのくらいは、わなをかけてもらうんだから大丈夫じゃないかということで、農業者の中には意見はまちまちです。

それに関して、質問事項１として、多くの農家は自分の畑の作物の被害がどの鳥獣によるものか、はっきり区別がつかないことがあります。町として、県と国の資料を駆使して、説明会や勉強会を開催する計画はありますか。

これについては、したほうがいいんじゃないかということを前にも直接申し上げました。でも、お忙しいようで、していただいていない。そうすると、どんどん被害を受けた農家の期待とか、そういうものが高まって、そして不満が高まってしまいます。

それから、もう一つ、②近隣の猟友会に応援を求める計画はありますか。

３、江戸時代からの原始的でも効果のある駆逐法や駆除法を、猟友会だけに委託するのではなく、追い払い犬、これは佐久市のほうで効果を上げています。それから音と火、それから忌避剤の利用をお考えですか。忌避剤に関しては、飯山と大町のほうで効果が出ているということです。

鹿は臆病で学習する動物、だから生命力が強いんですけれども、生き残るんですけれども、それも効果があるんではないでしょうか、それが３番。

４番、ちょっと戻りますけれども、くくりわなの免許の必要性、試験の周知はどうでしょうか。くくりわなの免許の、農家の自分の畑を守るために農業者が取る、１年に３回か４回試験があるし、それの勉強会みたいのをして、それで、くくりわなだけでも取ったほうがいいんじゃないかと。

先ほどのくくりわなですけれども、設置には許可が要る。それはなぜかというと、野生を相手にして危険が伴うから、実際に指をかみちぎられたり、鹿わなのそばにいた人が角で刺されて重傷を負ったり、それから、イノシシがとても力があるので、100メートル引きずられて死亡した、これは長野県で起きています。

私が聞いておりますのは、役場の貴課の２職員が、こういう鳥獣の傷害に遭ったときの保険に加入しているというふうに聞いておりまして、須坂市の猟友会は全部加入しています。それで、もしも少しでも農家の方が担うのであれば、保険のことなんかも少しお調べになっていらっしゃいますかということを４番に付け加えます。

以上です。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

〔産業振興課長　宮﨑貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　それでは、小倉議員の２項目め、有害鳥獣への対策に関しまして、通告に従いました形でご答弁させていただきたいかと思います。

まず１点目、作物の被害がどの鳥獣によるものか、説明会や勉強会を開催する計画はあるかとのことですが、先ほどご質問にもありましたとおり、かねてから千曲川河川敷における鹿の食害の報告・相談をいただいておりまして、被害を受けられた農家の方にはお見舞いを申し上げるところでございます。

今年に入りまして、当該農家や須高猟友会小布施支部の皆さんの協力によりまして、農地にくくりわなを設置させていただき、これまでに成獣２頭の捕獲に至ったところです。

ご質問にありましたとおり、農家の方々が、農作物の被害がどの鳥獣に起因するものなのかというふうに区別することは非常に難しいことかもしれません。しかし、実際につけられた歯形や特徴的な傷跡によりまして、ある程度の判別を行うことは可能であると思われます。

今後、加害鳥獣の判別を含めまして、被害原因を特定するための説明会や勉強会については、町が主催して開催するというような予定はありませんけれども、県など関係機関の協力によりまして、そういった特徴的な傷跡等を示した資料などを作成して、農家の皆さんにお知らせするなどの対応については、検討していきたいというふうに考えているところです。

２点目の近隣の猟友会に応援を求める計画があるかとのご質問ですが、鳥獣駆除に関しましては、須高猟友会内におきまして、小布施の地籍は小布施支部で、高山の地籍は高山支部でといったように、担当区域が明確に区分されているところでありますし、捕獲許可についても、当該支部員のみに交付されているという実情があります。

ではありますけれども、一方で近年、全国的に注目されている緊急銃猟、こういったもの、特に夜間に行われるものにつきましては、事業管理責任者、捕獲従事者は、夜間銃猟安全管理講習、これを修了することが義務づけられています。この講習を修了された人は、須高地区におきましては、須坂市と高山にはいらっしゃるとお聞きしていますが、小布施にはいらっしゃらないというのが実情となっています。

こういった状況の中、今すぐに他地区の猟友会に応援を求めるというのは、ちょっと難しいのではないかなと考えますけれども、須坂市、高山村、さらには県などの関係機関の担当者や須高猟友会の皆さんも交える中で、鳥獣対策の広域的な連携・協力の在り方について、

協議の場を設けて検討していきたいというふうに考えているところであります。

３点目の追い払い犬と音、火、忌避剤の利用に関してでございますけれども、当町においては、かつて３頭の追い払い犬、モンキードッグという言い方をしておりましたけれども、を育成しまして、これは雁田山の山際で猿の追払い、これを目的として行っていた時期がありました。しかし、犬が死亡したことに伴いまして、現在では追い払いは実施しておらないというのが実情です。

これは、新たな犬の育成のためには、ドッグスクールで数か月に及ぶ訓練が必要だったりですとか、日々犬の世話をしながらパトロールを行っていただくボランティアの確保が難しかったり、そういったことに起因するものです。

また、現時点では、ご質問にあった忌避剤の利用について、町として支援する制度はなくて、町報などでもお知らせしておりますけれども、防護網や電気柵を農家の方が設置されることに対しては、補助を行っているというような状況であります。

引き続き、猟友会の皆さんのご協力による、くくりわなによる鳥獣の捕獲は継続をしたいと思いますけれども、猟友会の方々のマンパワーにも限りがありますので、農家の方々が自らの力でできる対策について、議員がおっしゃるとおり、引き続き検討・周知をしていきたいというふうに考えているところです。

４点目、くくりわなの免許の必要性、試験の周知に関してです。

くくりわなや箱わなは、ニホンジカやイノシシといった四足歩行の獣を捕獲する際に、最も有効な手段であるというふうに言われています。これら、わな猟を行う際に必要な狩猟免許を取得する試験は、県の主催によりまして、例年４回ほど開催をされています。

こちらもまた町報でお知らせしておりますけれども、こういったわな猟などの免許を取得する費用について、町が助成するというような制度があるんですが、これは、わな猟のみを取得する際にも利用できますけれども、現時点では、猟友会へ加入していただいたり、鳥獣対策に従事していただくというようなことが必要になっておりますけれども、こういった制度もありますので、農家をはじめ、町民の皆さんにもご利用いただきたいというふうに考えているところでございます。

先ほどの免許を取得する試験の日程につきましても、県のホームページですとか町のホームページ等でも周知してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小西和実君）　小倉　繭議員。

○４番（小倉　繭君）　１月の一般質問のときに、町内の小布施町の有害鳥獣の担い手は猟友会だというふうにお聞きしました。それで、マンパワーに限りがあるということで、マンパワーに限りがあるというのは、実際的に何名で、そのうち、くくりわなをできる方は何人いらっしゃるんですか。その数字は、こちらのほうも把握しているとは思うんですけれども、確認です。

くくりわなをできる人は、従事している人は、小布施の猟友会に何人いらっしゃるんですか。町民の中には、農家の人じゃなくても、猟友会にある程度の、直接じゃなくても補助金が出て、担わせてあるのだから、お金の話もずばり言っちゃっていいんじゃないかなというような話もあります。

もう一つ、今、電気柵には補助というんですけれども、千曲川の両岸は電気柵は使えないということは、そちらからも説明受けております。そうすると、くくりわなの免許がないと、くくりわなの免許は猟友会、猟友会は何人か、これはやっぱり学者さんじゃなくても、行政執行能力の低下、機能不全と言われてもしようがないんじゃないかなと思っちゃうんですけれども、どうですか。

それともう一つ、囲いわなは免許が要らないと聞いていますけれども、ちょっとこれは勉強していないんですけれども、囲いわなであれば、農家の人が自分の畑を守るために使うことはできますか。

○議長（小西和実君）　１と３の再質問は通告にないんですが、回答可能であればということでお願いしたいと思いますが。

宮﨑産業振興課長。

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　再質問にお答えをいたします。

須高猟友会小布施支部の方につきましては、今、８名の方が在籍をされておりまして、そのうち、わなの免許をお持ちの方が何人かというのは、ちょっとすみません、今手元では人数まで確認しておりませんけれども、ただ実際には、８人のうち、お仕事などを当然されていらっしゃいますので、中に農家の方もいらっしゃいますけれども、実質的に今動けているのは、お一人という状況だと思っております。

あと、囲いわなに関してですが、これも議員ご指摘のとおり、農家の方がご自身の農地でやる場合には、特段問題ないというような認識でおりますけれども、ただ河川敷内になりますと、ほかの届けなどもございますので、総合的にどんな対応ができるかというのは、改めて確認の上、お示しをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小西和実君）　小倉　繭議員。

○４番（小倉　繭君）　こちらでお聞きしている小布施の有害鳥獣の駆除を担う猟友会の人数は同じです。くくりわなの免許を持っていらっしゃる方は３名で、実際に動ける方は１名、これだったら、くくりわな見られませんよね。

それで、それに派生するものですけれども、ずっとじゃなくて単発的にでも結構ですから、一般の専門家の方に頼むという方法は取れないんでしょうか。

それから、何かほかの市町村でやっている効果的な公募だとか、そういったものをお考えになっていらっしゃいませんか。

私は先ほどから、前回もそうですけれども、少し遠慮がちに言っているんですけれども、北信一帯はニホンジカの密度が5.5％で、他の長野の地域よりも、人口というか鹿密度が高くて、それは栗や、おいしいカロリーの高い果樹も多くて、それでどんどん生産性が伸びちゃう、生産性というのは繁殖が伸びて、千曲川沿岸は隠れる場所も多いです。

ということで、何年も前から言っているんですから、何か手当てをしていただけないかということと、私はニホンジカというふうに申し上げていますけれども、そのほかの有害鳥獣で、ほかで出没しているものに対する町の危機管理が問われると思うんです。それを、今活動できる、担う活動できる人が１名というのは、どう思われますか。

○議長（小西和実君）　小倉　繭議員、最初の専門家に任せるのはどうかということなんですが、具体的にもう少し詳細に、どんな専門家ということですか。わなの専門家というお話でされていますでしょうか。

○４番（小倉　繭君）　これはちょっと、電話かけて裏を取っていないんですけれども、いつも電話かけて裏を取るんですけれども、民間の鳥獣対策専門会社モンテディオ、それから、イノホイというのは雑誌の会社ですかね。それから野生鳥獣対策センター、そういったところと、それからあと、ほかの市町村では一般公募しているということをお聞きしています、町外以外から。

それは一般公募して、小布施の猟友会に加入してもらってもいいんだし、実際に今なさっている方は、元小布施に住んでいて、現在は高山に住んでいらして、それで小布施の猟友会に入っているということをお聞きしていますけれども、間違いないですか。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　ただいまの再質問でありますが、お一人と申し上げましたの

は、今の河川敷の鹿の対応に動ける人数ということでございます。実際には８人、猟友会の方がいらっしゃいまして、それは時期を定めた形で、基本的にはこれまでは、雁田山を中心に、雁田山周辺で出没する野生鳥獣の対策のために、くくりわなあるいは箱わな等を設置していただいて、その見回りと対応をしていただいています。それは８人の方々が順番でやっていただいております。

これまでは、それが主な活動でありまして、基本的に農家の方々がご自身の農地で、そういった被害があったときには、基本的にはご自身の力で対応していただくという方針で、今までは行ってきておりました。しかしながら、今回、河川敷に関しましては、範囲も広いですし、影響の及ぶところも大きいというところで、個別の対応も試験的にやらせていただきたいというところで、数か所くくりわなを設置させていただいて、個別の対応をさせていただいているところでございます。

そういったこともありまして、もともと、先ほど費用のこともございましたが、これまでの活動に対する、一応活動費という形でお出しをしておりますので、その辺はご認識をいただければと思っております。

そしてあと、専門家の招聘ということでございますが、今いろいろご提案いただいた中で、民間の会社ですとか、そういったところも、ちょっと研究はしてみたいと思いますけれども、まずは県のほうと様々協議を進めさせていただいて、実際に広域的な対応もできないかと考えておるのですが、同じ千曲川でつながってはいるんですけれども、これまで小布施以外の地籍では、なかなかそういった被害が、聞いても聞かれなかったんですね。そういったところで、周辺の自治体とも、なかなか本腰を入れる形ではなかったようなんですけれども、ここに来て、そういった被害も出てきていることもお聞きしておりますので、千曲川沿岸の周辺市町村とも連携を図りながら、県の専門家の方々からも様々な知見をいただきながら、できる対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小西和実君）　小倉　繭議員。

○４番（小倉　繭君）　今おっしゃった言葉がちょっと分かりにくくて、雁田のほうに多くてということで、農家の方に個々に対応していただいているというのは、具体的にどういうことか話していただきたいのと、それから県立の、これ環境センターなんですよね、人が住む場所。小布施は特に農地がついているから。環境センターの小林教授の本とか読ませていただくと、地球温暖化でニホンジカがどんどん北上していると。恐らくほかの鳥獣もそうかな

と思うんですけれども、イノシシは豚熱があったから、そんなに増えなかったと。イノシシが出たらもっと危ないし、それで、そういった状況に対して、おととしの冬から農家は被害を訴えていたのに、ちょっと人ごとのような気がしますけれども、それを経済学者は劣化というんですかね、そういう言い方したら失礼ですかね。

以上です。

○議長（小西和実君）　今、質問はどんな質問でしたか。

○４番（小倉　繭君）　質問は、今おっしゃったことがちょっと分かりにくかったので、今までは雁田山、山を抱えているから、雁田のほうで結構被害が出てきたけれども、個々に農家の方に対応していただいたというのがちょっとよく分からないので、主語と具体的なことを言って、説明していただきたいです。

○議長（小西和実君）　大宮町長。

○町長（大宮　透君）　今、小倉議員のご質問を含めて、先ほどの関係も含めて、少し補足的に私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、全体を通じて小倉議員がおっしゃっているのは、町として危機感が足りないんじゃないかと、もっとしっかり対応すべきじゃないかという、そういう趣旨の発言というか、ご質問だというふうに受け止めております。

今、雁田地区というか、雁田山の話も出ましたけれども、やっぱり町として、一昨年から被害があった中で、この議場の中にも猟友会に入られて、そういう被害を訴えていただいていた方もいらっしゃいますし、一般質問でもございました。その中で、なかなか十分な対応が、この期間できていたかというと、非常に後手に回ってしまったというのが、おっしゃるとおりだというふうに思っています。

我々のほうでもいろんな対策を検討し、もっと迅速にできればよかったわけですけれども、体制的な部分も含めて、そこは理事者として、組織全体の責任だと思っていますので、この部分については、やはり本腰を入れて、危機感を持って取り組んでいかなければいけないことだという思いで、今年、産業振興課のほうも体制を強化しながら、取組を少しずつ積み重ねてきたという現状があるというところございます。

ですので、少しずつ成果が出ている部分も、少しお含みいただきたいなというふうに思いますし、さらに、県・国も新たな交付税の措置として、ガバメントハンターへのそういう配置等に対しての措置も出てきていますので、町としては、そういった体制強化もさらに検討していきたいというふうに思っております。

加えて、やはり今までは雁田山中心の中で、特に今日、自治会長さんもお見えですけれども、これは鳥獣対策全体の在り方を、もう一回考えなければいけないという段階だと思っています。

当然、実は雁田地区の皆さんには、負担金的なものも頂いた上で、そういう対策をしているという状況もありますし、これをさらに同じような仕組みの中で、河川敷、千曲川のほうにも広げていくとなれば、沿岸の自治会のほうにも、そういうお願いをしていかなければいけない可能性も出てきます。

そういった中で、今、個別の対応、試験的な対応をしているというような答弁になったというふうに認識していますけれども、鳥獣対策全般の在り方自体の問題だと思っていますので、そこは担当課も含めて、一緒に検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小西和実君）　通常３回までということなんですが、特別にあるのであれば、まとめていただいて質問を許可いたします。

小倉　繭議員。

○４番（小倉　繭君）　すみません、町が現状で考えていらっしゃることは、ちょっと理解しました。

それで、経済学者が糾弾するような言葉で言いましたけれども、小布施の町というのは、農家の人がとても小布施の町を大事に思っているというふうに私は感じております。ですから、もう少し説明していただければ、協力できることはできるんじゃないかと思うのと、それから、ハイウエーオアシスのことでもそうですけれども、ぱっぱぱっぱお金使うのに、小布施は栗です。小布施栗を作っている生産の担い手、栗も食べられちゃっています。私は分からないんですけれども、農家の方に畑二、三か所連れていっていただいて、写真を見ながら、振興局の課長さんからいろいろ送っていただいたので、分かりました。

そういったものがなくなっていったら、経済基盤なくなっちゃいますよ。それをよく考えていただいて、予算のほうも、それから農業者の、今おっしゃった負担ということですか、それはちょっとという感じで申し上げておきます。

終わります。

○議長（小西和実君）　質問の場なので何かしら。今質問いただいた中では、これからしっかりと説明をしていくのかということを質問されたと思うんですけれども、そういうことでよ

ろしいですか。

○４番（小倉　繭君）　２か月ぐらい前に課長さんに申し上げたんですけれども、冬に皆さんに説明会というんですけれども、今、農家は忙しいし、ですけれども、鹿の生命力が強くて負けちゃいます。ですから、早くやっていただくようにお願いします。

○議長（小西和実君）　内容的には、説明をしっかりしてほしいという質問をしたと思っているんですが……

○４番（小倉　繭君）　早くやっていただくご都合はつきますか。

○議長（小西和実君）　宮﨑産業振興課長。

○産業振興課長（宮﨑貴司君）　先ほど答弁のほうでは、説明会などは、今のところ開催する予定はないというふうに申し上げました。

ただ、今のご意見もございますので、総合的な対応の方策の一つとして検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○４番（小倉　繭君）　質問終わります。

○議長（小西和実君）　以上で、４番、小倉　繭議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（小西和実君）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第25条第２項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。

書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（小西和実君）　本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後　３時０５分